

富士河口湖町 こども計画

令和7年3月



富士河口湖町
TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO

目 次

第1章 計画の策定にあたって	- 1 -
計画策定の背景	- 1 -
1 計画の趣旨	- 1 -
2 計画策定の背景	- 3 -
(1) 国の動向	- 3 -
(2) 山梨県の動向	- 4 -
3 計画の位置づけ	- 5 -
(1) 計画の位置づけ	- 5 -
(2) 関連する計画との関係	- 6 -
4 持続可能な社会の実現に向けて（SDGs）	- 7 -
5 計画の対象	- 8 -
6 計画の期間	- 8 -
7 計画の策定にあたって	- 9 -
(1) アンケート調査の実施	- 9 -
(2) ワークショップの開催	- 11 -
(3) 富士河口湖町子ども・子育て会議の開催	- 11 -
(4) パブリックコメントの実施	- 11 -
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	- 12 -
1 本町の状況	- 12 -
(1) 人口と世帯の推移	- 12 -
(2) 人口の構成	- 13 -
(3) 出生の状況	- 14 -
(4) 外国人人口の推移	- 15 -
(5) 30歳未満人口の推移	- 16 -
(6) 世帯の状況	- 17 -
(7) 共働き世帯について	- 18 -
(8) ひとり親世帯について	- 18 -
(9) 就労状況について	- 19 -
(10) 産業別就業者状況	- 20 -
第3章 第2期子ども・子育て支援事業の実績	- 21 -
1 事業の実績	- 21 -
2 教育・保育サービスの状況	- 22 -
3 子ども・子育てを取り巻く状況	- 27 -
(1) 貧困の状況	- 27 -
(2) 児童虐待の状況	- 27 -
(3) 本町の状況	- 28 -

4	こどもまんなか社会に向けた意識の状況（アンケート・ワークショップ結果等）...	31
(1)	こども・若者の権利が尊重される地域の実現に向けて.....	31
(2)	乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実に向けて.....	39
(3)	子育てに係る支援拠点や相談窓口の利用について.....	41
(4)	お住まいの地域について.....	43
(5)	子育てについて.....	45
(6)	ワークショップ.....	46
第4章	こども・若者・子育て世帯をとりまく課題	51
第5章	計画の基本的な方針.....	54
1	計画の基本理念	54
2	計画の基本目標	57
3	計画の体系	60
4	進捗を測る指標（成果指標）	61
第6章	施策の展開.....	63
1	基本目標1 子育て・親育ちを支援する	63
2	基本目標2 子どもの健全な成長・学びを支援する.....	70
3	基本目標3 若者の自立と社会参加を推進する.....	74
4	基本目標4 困難を抱えるこども・若者・子育て世帯を支える地域の取組を推進する.....	77
5	基本目標5 こども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する.....	81
第7章	子ども・子育て支援事業計画	85
1	子ども・子育て支援事業の取組	85
2	子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保内容」等.....	87
(1)	子ども・子育て支援制度の概要	87
(2)	幼児教育・保育無償化について	89
(3)	子ども・子育て支援事業の確保の方策	91
(4)	子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み	99
3	支援事業	102
(1)	教育・保育提供区域の設定	102
(2)	本町における区域設定の考え方	102
4	「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組.....	104
第8章	計画の推進.....	106
1	計画の推進体制	106
(1)	子ども・子育て会議による進捗評価.....	106
(2)	庁内における進捗評価の体制.....	106
(3)	関係機関等との連携・協働.....	106
(4)	計画の周知.....	106
2	進捗評価の仕組み	107
資料		108



第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景

1 計画の趣旨

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が加速する事態が現実のものとなっています。また、生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、女性の社会進出や働き方改革などが進むに伴い、若者の結婚やこどもを生み育てることに對する意識も変化するなど、こどもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。国においては、未婚化・晩婚化や、子育て家庭における孤立感と負担感の増加などによる少子化の進行が社会的な課題となっており、国や地域をあげてこどもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められています。

このような状況を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されました。

令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。同時に、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する「こども基本法」が施行されました。

さらに同年12月には、「こども大綱」を定め、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（こどもまんなか社会）の実現を目指しています。

本町においては、平成26年度に「富士河口湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

令和2年度には「第2期 富士河口湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進してきました。しかしながら、共働き世帯の増加や価値観・ライフスタイルの多様化などにより、少子化や地域社会とのつながりの希薄化、ひきこもりやこどもの貧困、ヤングケアラーなど、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は多様化しています。



こうした課題に対応するために、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ないサポート環境の充実と地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりに取り組んでまいりました。

こども・若者の成長と子育てを支援する取組みを総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本町における「こどもまんなか社会」を実現するため、国の政策や社会情勢の動向を考慮し、これまでの支援施策をさらに発展させるとともに、こども・若者の権利の尊重や若者支援といった視点に加え、子育て世帯や若者を支援する施策を推進することを目的に、「富士河口湖町こども計画（第3期 富士河口湖町子ども・子育て支援事業計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。



2 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成6年4月	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の批准
平成12年5月	児童虐待の防止等に関する法律 公布
平成15年7月	少子化対策基本法 公布、次世代育成支援対策推進法 公布
平成16年6月	少子化対策大綱 閣議決定
平成21年7月	子ども・若者育成支援推進法 公布
平成22年1月	子ども・子育てビジョン 閣議決定
平成24年8月	子ども・子育て関連3法 公布
平成25年6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布
平成26年4月	次世代育成支援対策推進法 改正
平成26年8月	子どもの貧困対策に関する大綱 閣議決定
平成27年4月	子ども・子育て支援新制度 スタート
平成30年2月	子供・若者育成推進大綱 子ども・若者育成支援推進本部決定
令和元年11月	子供の貧困対策に関する大綱 改定
令和4年6月	児童福祉法等の一部を改正する法律（改正児童福祉法） 公布 要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施を行うことや、児童福祉及び母子健康に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務化等を規定 こども基本法 公布 全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて規定
令和5年4月	こども家庭庁 発足 「こどもまんなか社会」の実現を目的として、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しするために創設
令和5年12月	こども大綱 閣議決定 こども基本法に基づき、幅広い子ども施策を総合的に推進するため、6つの基本的な方針や施策に関する重要事項を規定 こども未来戦略 閣議決定 次元の異なる少子化対策を実現するため、将来的なこども・子育て政策の大枠とともに、集中取組期間に実施すべき「加速化プラン」の内容の提示
令和6年6月	子ども・若者育成支援推進法 改正 国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布 こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 公布 共働き・共育での推進として育児時短就業給付の創設、子ども・子育て支援特別会計（「こども金庫」）の創設



(2) 山梨県の動向

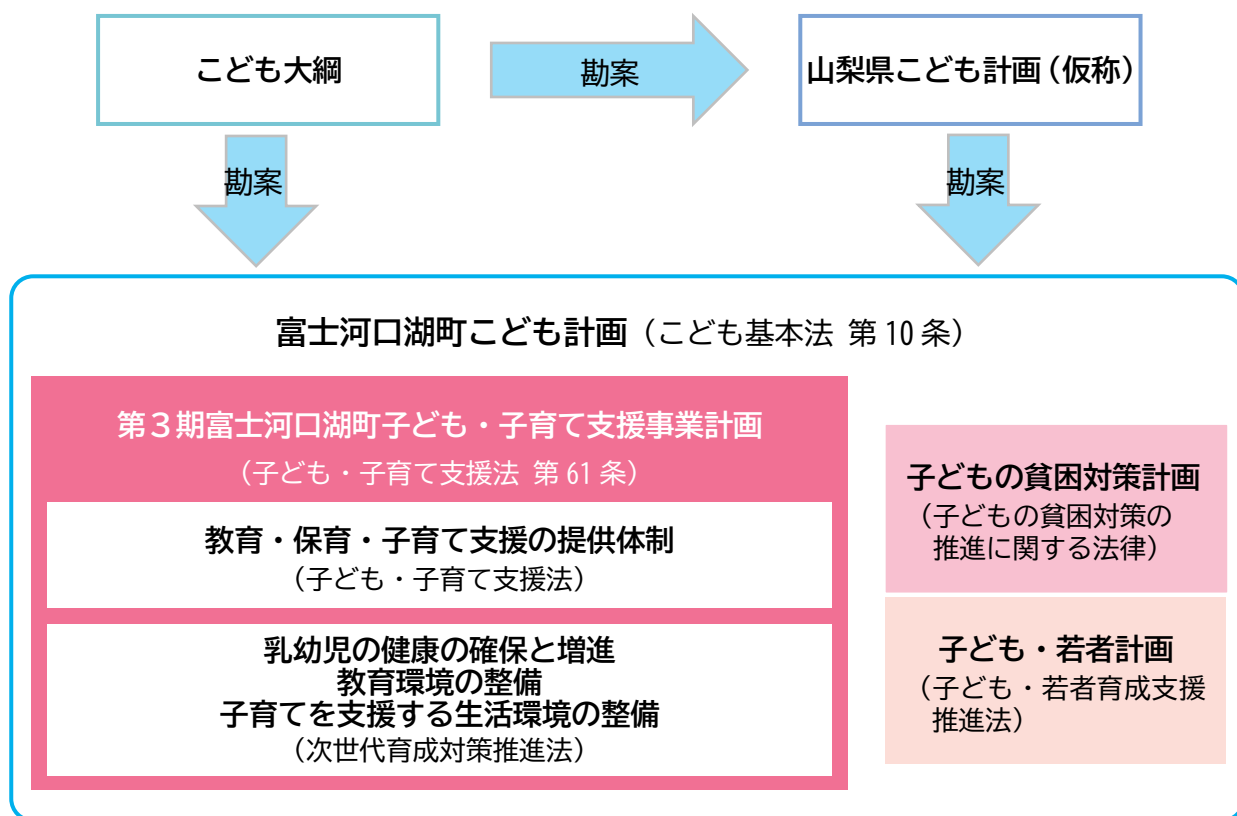
平成 19 年 2 月	次世代育成支援地域行動計画 やまなし子育て支援プラン 策定 個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化や都市化の進行にともない、従来、家庭や近隣住民との交流のなかで得られた子育ての知恵や協力が得られにくくなりつつあること等子育ての孤立感や負担感の解消が新たな課題となっていることから、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、県民一体となった取り組みの中でつくる必要が生じたため策定 計画期間：平成 19 年度～平成 24 年度
平成 25 年 3 月	やまなし子育て支援プラン 後期計画 策定 「やまなし子育て支援プラン」について見直しを行い、県民一人ひとりがそれぞれの立場で、子どもたちの健やかな成長に関わり、社会全体で子どもや子育て家庭を支援するため策定 計画期間：平成 25 年度～平成 30 年度
平成 27 年 3 月	やまなし子ども・子育て支援プラン 策定 結婚・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に引き続き取り組んでいく必要があるため、次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体の計画として策定 計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度
平成 27 年 4 月	第2子以降にかかる保育料の無料化事業 開始 0～2歳児のうち、保育が必要な3号認定であること、世帯の課税収入が一定額未満である第2子について、保育料を無償化
平成 29 年 10 月	やまなし子ども・子育て支援条例 制定 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、「子どもの最善の利益」が図られ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に制定
平成 31 年 4 月	庁内組織として子育て支援局 創設 結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援を効果的に進めるため、子育てに関する施策の一元的な推進を図り、子ども・子育て支援に対する体制を強化するため創設
令和 2 年 3 月	第二期やまなし子ども・子育て支援プラン 策定 第一期計画を基本に、計画策定後に生じた社会状況の変化や新たな取り組みなどを反映するとともに、市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策を更新し、すべての子どもが健やかに成長できるとともに、県内で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることのできるよう、子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすき日本一のやまなしの構築を目指して策定 計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度
令和 5 年 3 月	第二期やまなし子ども・子育て支援プラン 中間見直し
令和 7 年 3 月	山梨県こども計画（仮称） 策定予定



3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

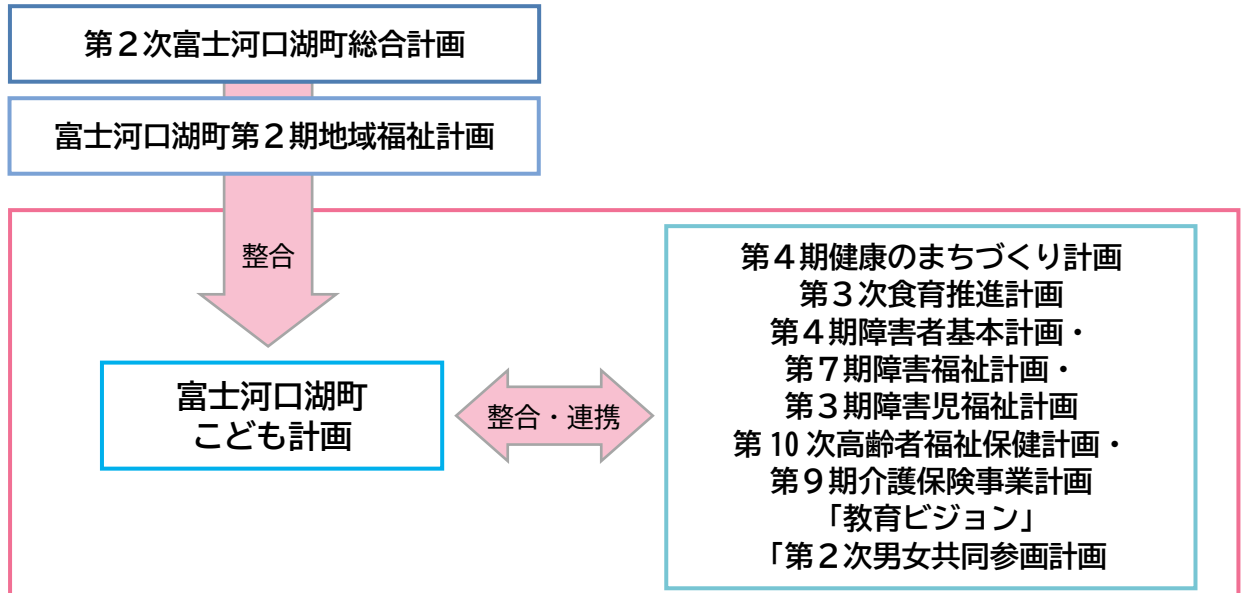
本計画は、本町の子ども政策を総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策推進法に基づく「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を包含し、こども基本法に規定される少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を一元化、こども大綱および山梨県こども計画（仮称）を勘案した「市町村こども計画」として、策定します。





(2) 関連する計画との関係

本計画は、「第2次富士河口湖町総合計画」を最上位計画、「富士河口湖町第2期地域福祉計画」を上位計画として整合性を図り、「第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」等の関連計画と連携し、施策を総合的・一体的に推進します。





4 持続可能な社会の実現に向けて（SDGs）

持続可能な開発目標「SDGs(Sustainable Development Goals)」は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標で、令和12年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さないこと」を誓っています。

SDGsは生活の質を向上させることが主要な目標の一つと言えます。地方自治体の基本的役割は「住民の福祉の増進を図ること」であり、SDGsの目標の追求は自治体の諸課題の解決にも共通するものです。本町はこれまでもSDGsの理念に沿った施策を展開してきましたが、本計画においてもSDGsの視点を意識して、こども・若者に関する取組を推進します。

【持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標】



出典：国際連合広報センター



5 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（概ね0歳から30歳未満まで）及び子育て世帯とします。本計画において、「こども」は概ね18歳未満を指すものとし、「若者」は概ね思春期（中学生年代から概ね18歳まで）から青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満）までを指すものとしますが、施策によっては40歳未満（ポスト青年期）までを対象とする場合があります。また、「こども」と「若者」は、一部重複します。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生から 概ね 18 歳まで	青年期 概ね 18 歳から 概ね 30 歳未満まで	ポスト青年期 概ね 30 歳から 40 歳未満まで
	学齢期			
	こども			
		若者		

※ポスト青年期：主に、青年期を過ぎ、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

6 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年度とします。また、計画の期間中は、年度ごとに施策の進捗状況、計画全体の成果について点検し評価を行います。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国や山梨県の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第2期富士河口湖町子ども・子育て支援計画					富士河口湖町こども計画 (第3期富士河口湖町子ども・子育て支援事業計画)				
							中間 見直し		



7 計画の策定にあたって

本計画は、こども・若者、子育て世帯の生活状況や意見を把握し、計画策定のための基礎資料とするため、計画対象のこども・若者、子育て世帯のニーズ調査及び直接意見の聴取を行い、「富士河口湖町子ども・子育て会議」において、本計画の理念や方向性等の設定に係る審議を経て、作成しました。

(1) アンケート調査の実施

本計画の対象となる町内在住のこども・若者の普段の生活状況や意識の把握、子育て世帯における子育て支援のご利用に係る現状やご希望、ご意見等を把握するために以下のとおり、アンケート調査を行いました。

① 未就園児童保護者

項目	内容
対象者数	町内在住の未就園児童の保護者 460 人
抽出方法	町内在住の0歳～2歳児のいる世帯で、お子さんがまだ通園していない世帯を無作為抽出
調査方法	案内ハガキ記載のQRコードよりアクセスしWEB上で実施
調査時期	令和6年11月12日～令和6年12月1日
回答数・回答率	回答数：181件（日本語版171件・英語版10件）、回答率：39.3%

② 就園児童保護者

項目	内容
対象者数	町内在住の就園児童の保護者 522 人
抽出方法	町内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通園のお子さんのいる世帯
調査方法	園より配布。案内状記載のURLまたはQRコードよりアクセスしWEB上で実施
調査時期	令和6年11月12日～令和6年12月1日
回答数・回答率	回答数：230件（日本語版230件・英語版0件）、回答率：44.1%

③ 就学児童（小学1年生～4年生）保護者

項目	内容
対象者数	町内の小学校に通学する小学1年生～4年生の保護者 926 人
抽出方法	町内の小学校に通学の小学1年生から4年生の児童のいる世帯
調査方法	学校より配布。案内状記載のURLまたはQRコードよりアクセスしWEB上で実施
調査時期	令和6年11月12日～令和6年12月1日
回答数・回答率	回答数：274件（日本語版274件・英語版0件）、回答率：29.6%



④ 小学生（５～６年生）

項目	内容
対象者数	町内の小学校に通学する小学５年生～６年生の児童 500 人
抽出方法	町内の小学校に通学の小学５年生・６年生
調査方法	学校より配布。案内状記載のURLまたはQRコードよりアクセスしWEB上で実施
調査時期	令和６年 11 月 12 日～令和６年 12 月 1 日
回答数・回答率	回答数：390 件、回答率：78.0%

⑤ 中学生（１～３年生）

項目	内容
対象者数	町内の中学校に通学する中学１年生～３年生の生徒 715 人
抽出方法	町内の中学校に通学の中学１年生～３年生
調査方法	学校より配布。案内状記載のURLまたはQRコードよりアクセスしWEB上で実施
調査時期	令和６年 11 月 12 日～令和６年 12 月 1 日
回答数・回答率	回答数：566 件、回答率：87.9%

⑥ 高校生（１～３年生）

項目	内容
対象者数	町内在住の高校１年生～３年生の生徒 502 名
抽出方法	町内在住の 16 歳から 18 歳の男女を無作為抽出
調査方法	案内ハガキを配布。ハガキに記載のQRコードよりアクセスしWEB上で実施
調査時期	令和６年 11 月 12 日～令和６年 12 月 1 日
回答数・回答率	回答数：104 件、回答率：20.7%

⑦ 若者（18 歳～30 歳）

項目	内容
対象者数	町内在住の 18 歳～30 歳の男女 400 名
抽出方法	町内在住の 18 歳～30 歳の男女を無作為抽出
調査方法	案内ハガキを配布。ハガキに記載のQRコードよりアクセスしWEB上で実施
調査時期	令和６年 11 月 12 日～令和６年 12 月 1 日
回答数・回答率	回答数：59 件（日本語版 56 件・英語版 3 件）、回収率：14.8%



(2) ワークショップの開催

町内在住の中学生や大学生を対象に、ワークショップを開催し、普段の生活状況や意識の把握、若者支援に係る現状やご希望、ご意見など把握し、計画策定のための基礎資料とします。

項目	内容
対象者	町内在住の大学生
アプローチ方法	生涯学習課との連携
開催場所	子ども未来創造館
開催日	令和6年8月13日(火)
参加者数	3人
テーマ	こども計画に記載する課題やニーズ、施策等の意見聴取
対象者	町内在住の中学生
アプローチ方法	政策企画課との連携
開催場所	富士河口湖町役場 研修室
開催日	令和6年9月19日(木)
参加者数	16人
テーマ	こども計画に記載する課題やニーズ、施策等の意見聴取

(3) 富士河口湖町子ども・子育て会議の開催

各種団体や組織の関係者、学識関係者、当事者団体、行政関係者等で構成される「富士河口湖町子ども・子育て会議」において、本計画の理念や方向性等の設定に係る審議を経て作成しました。

委員会開催時期	第1回 令和7年3月3日(月)
	第2回 令和7年3月27日(木)

(4) パブリックコメントの実施

計画案の素案を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を令和7年3月5日(水)～3月18日(火)の期間を設け提出をいただき、計画に反映しました。



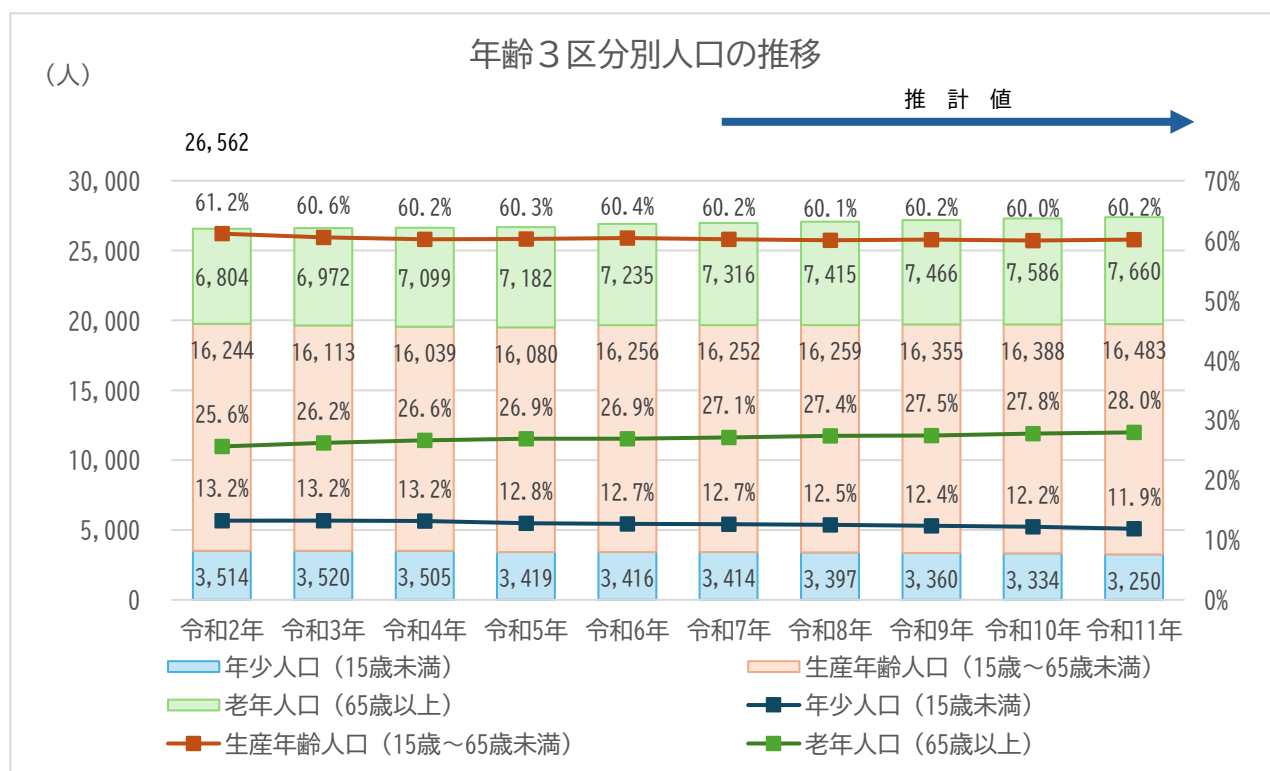
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 本町の状況

(1) 人口と世帯の推移

本町の総人口は微増ながら増加しています。令和6年4月1日時点の総人口は26,907人で、令和2年と比較すると345人増加しており、令和11年までにはさらに486人増加し27,393人になると見込まれています。

また、年齢3区分別にみると、老年人口（65歳以上）の割合が令和6年では総人口割合の26.9%で、令和2年の総人口割合の25.6%から1.3%増加し、令和11年度では1.1%増加し、総人口割合の28.0%になると見込まれています。一方、生産年齢人口（15～65歳未満）は、令和2年度から令和11年度の間ほぼ横ばい状態が続くと見込まれています。なお、年少人口（15歳未満）の割合は、令和2年度から令和11年度の間1.3%減少し、総人口割合の11.9%になると見込まれています。



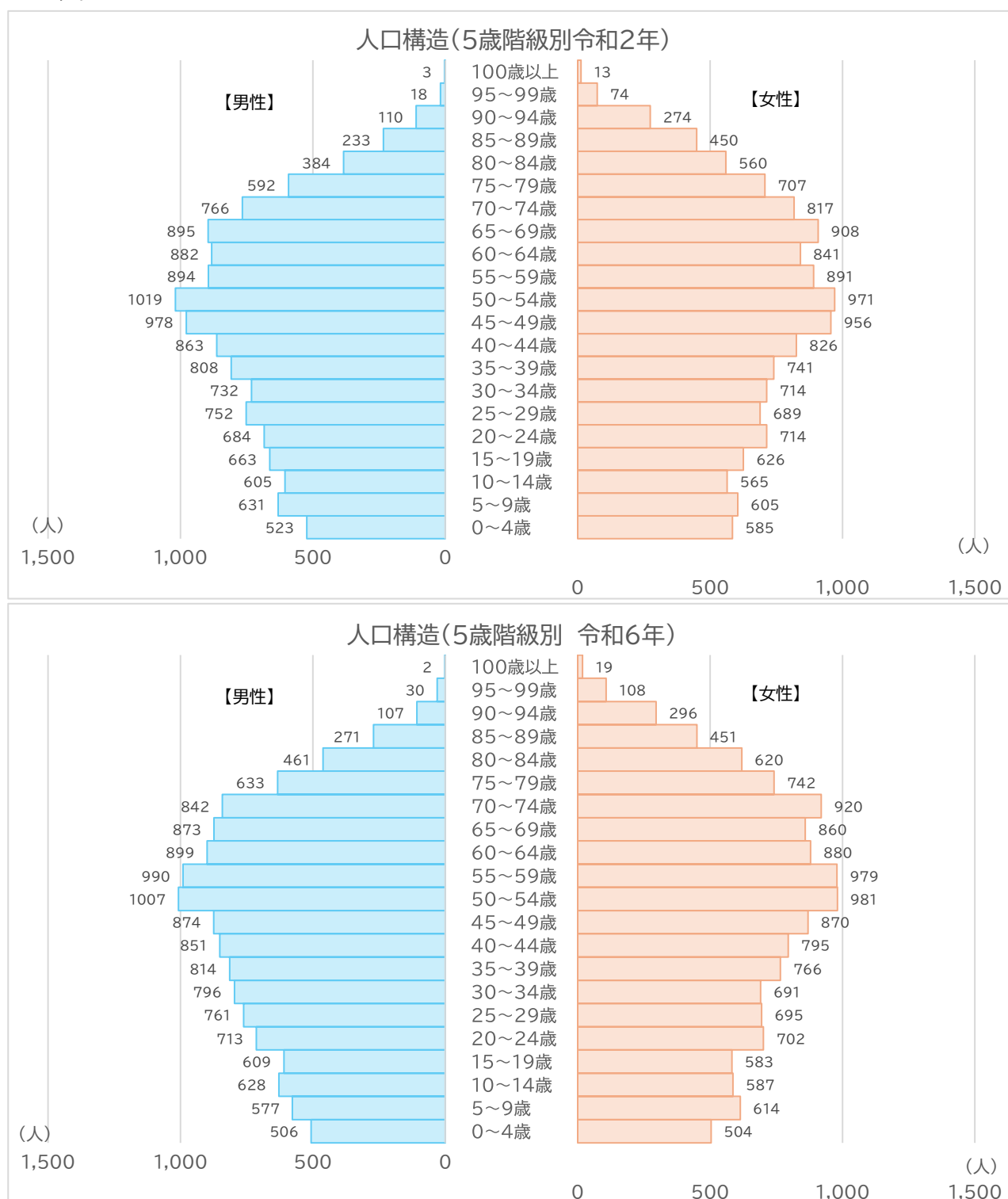
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※推計は住民基本台帳上の人口を用いたコーホート変化率法による



(2) 人口の構成

本町の人口を年齢5歳階級別にみると、令和2年・令和6年ともに50歳から54歳の世代がピークとなっています。人口の構成としては、令和2年と令和6年とでは大きな変化は感じませんが、令和2年と比較し令和6年では55歳以上の人口の構成が厚くなっており、全体としてもつぼ型の構成で、少子化、高齢化が進んでいる状況にあります。



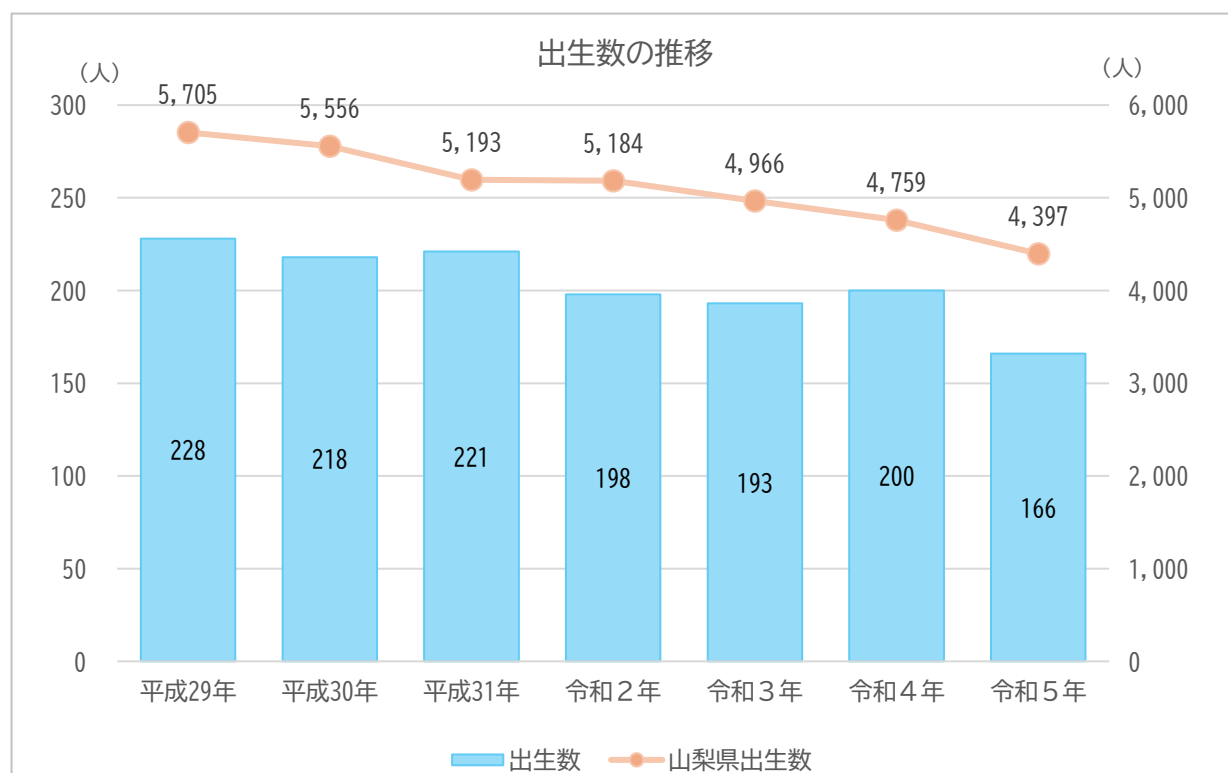
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



(3) 出生の状況

本町の出生数は、平成29年から平成31年の間は、220人程度推移し、令和2年から令和4年の間は、200人程度とそれまでより1割程度減少で推移しましたが、令和5年は、令和4年より2割程度減少しています。

また、県は平成31年から令和3年の間は、5,000人程度で推移しましたが、令和5年は、令和4年より1割程度減少しています。本町の出生数は、県より減少割合が大きくなっています。

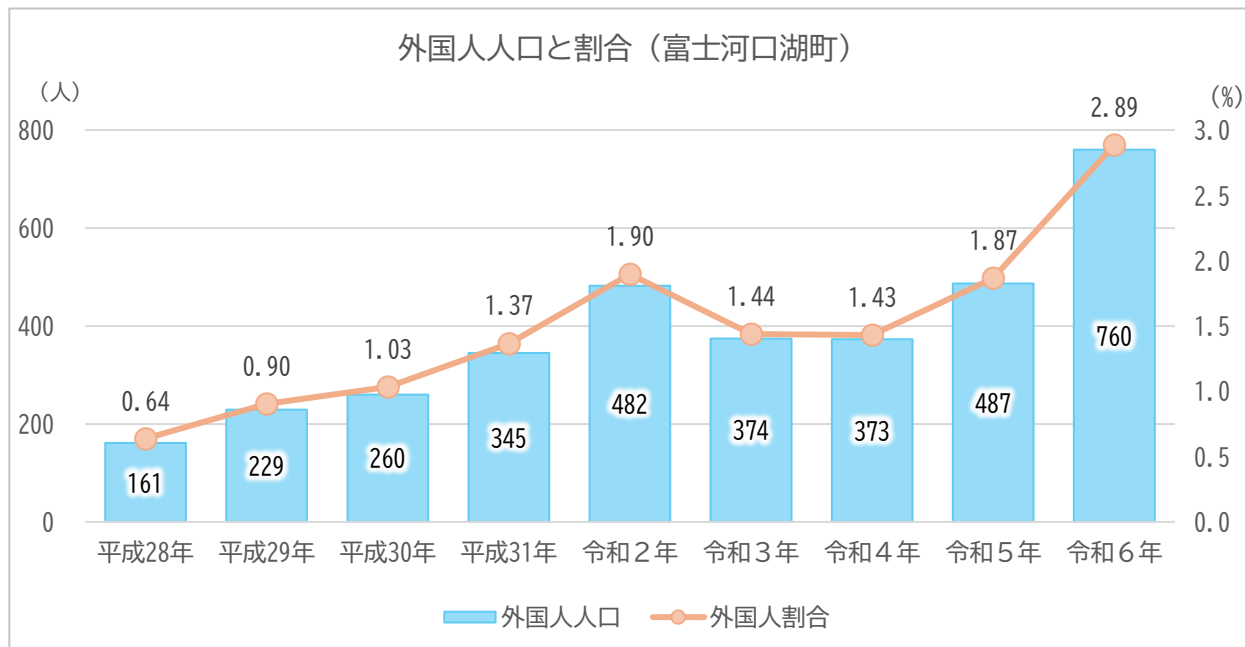


資料：人口動態調査



(4) 外国人人口の推移

本町の外国人人口は年々増加を続けており、令和6年には760人となり、平成28年の161人から599人増加しています。町の総人口に占める割合は、平成28年の0.64%から令和6年は2.89%まで上昇しています。

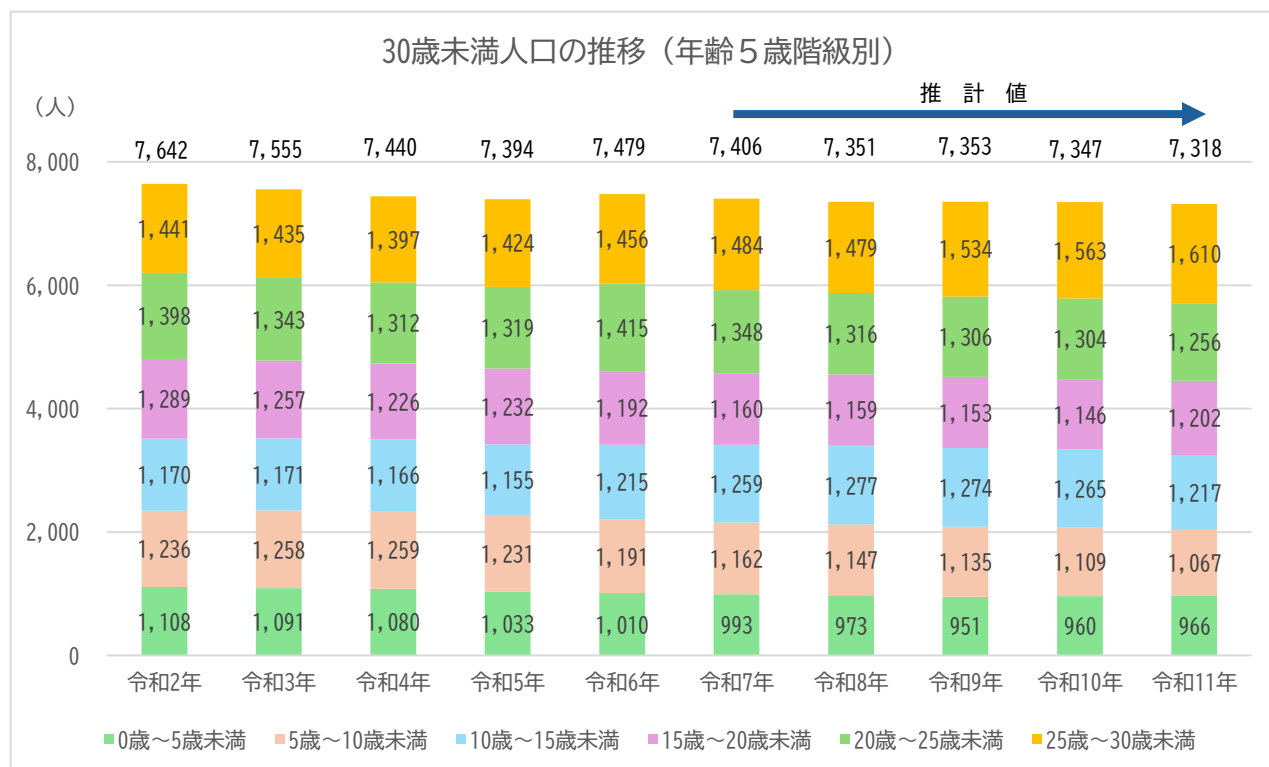


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



(5) 30歳未満人口の推移

本町の30歳未満の人口はわずかながら減少を続けており、令和6年には7,479人でした。この減少傾向は、全体的には将来的にもその傾向が継続していくものと見込まれますが、10歳～15歳未満、25歳～30歳未満では、わずかながら増加が見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※推計は住民基本台帳上の人口を用いたコーホート変化率法による

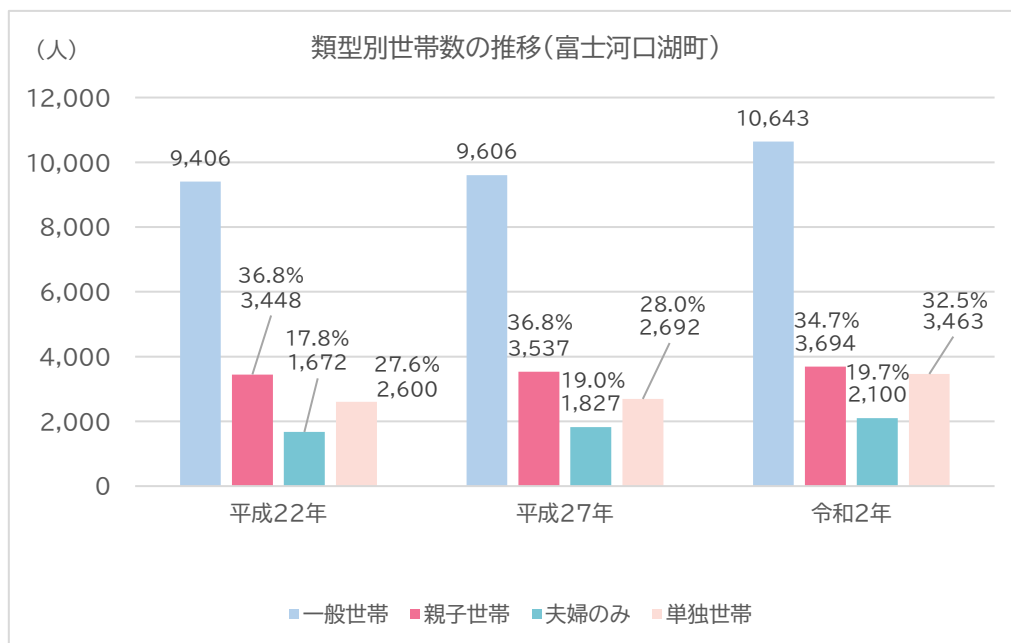


(6) 世帯の状況

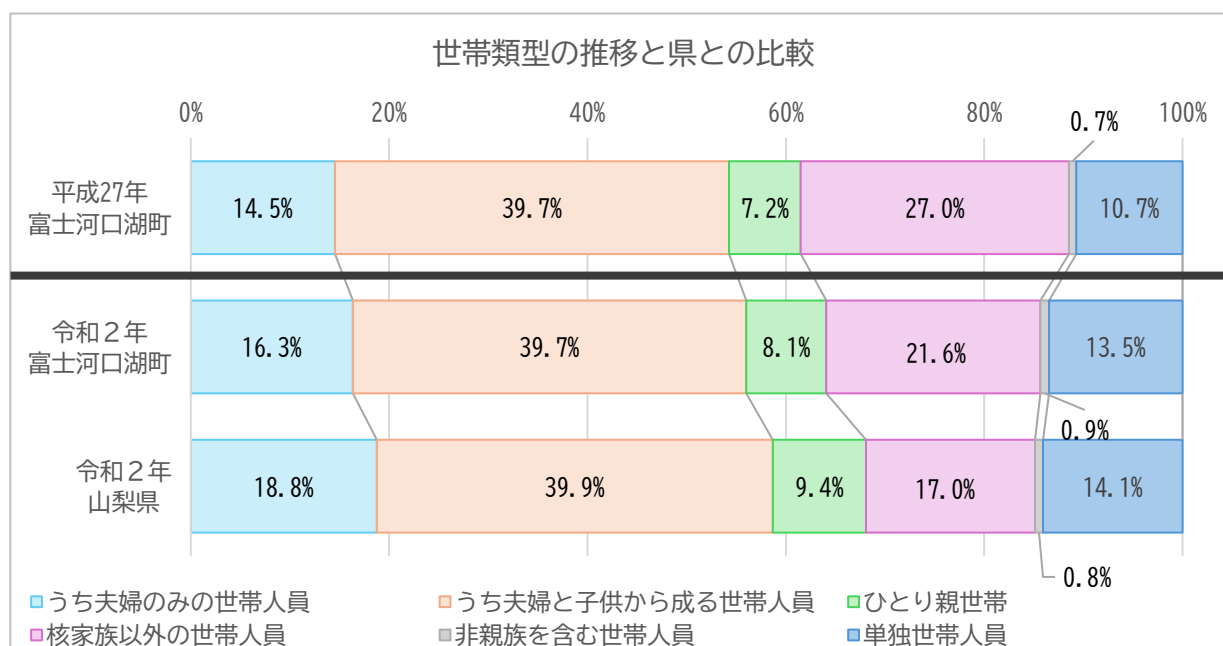
本町の一般世帯数は、平成22年から令和2年の間では、1,237世帯増加しています。

また、世帯類型を見ると、親子世帯の減少と夫婦のみ世帯、単独世帯の割合の増加が目立ちます。

また、県と比較すると、本町の世帯は、核家族以外の世帯人員の割合が大きいことがわかります。



資料：国勢調査

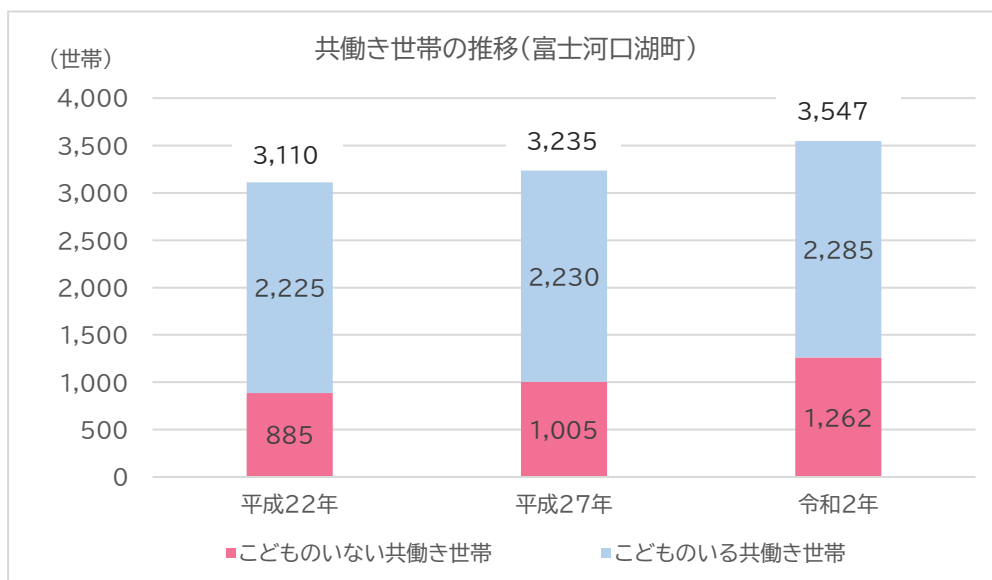


資料：国勢調査



(7) 共働き世帯について

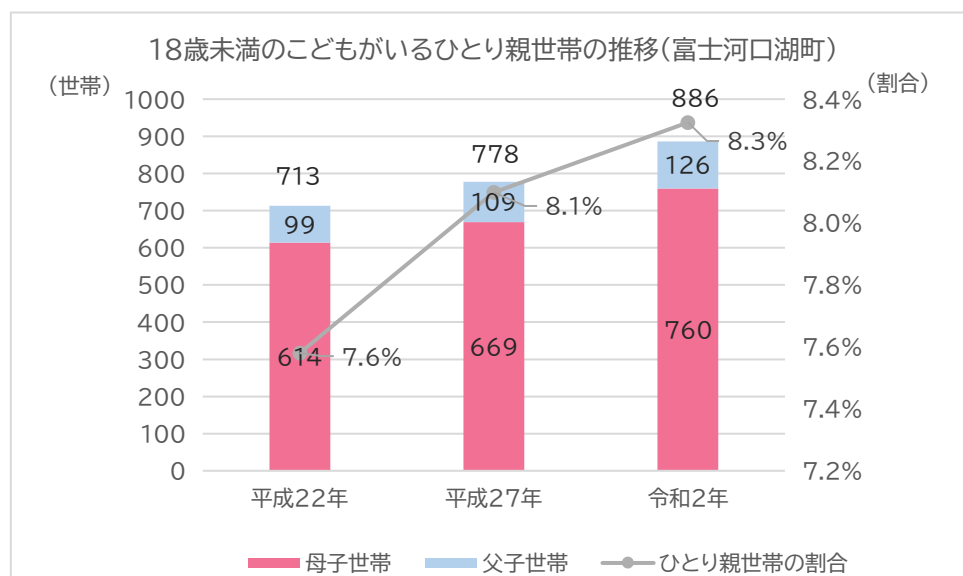
本町の共働き世帯は、平成22年から令和2年の間で、増加437世帯増加しています。内訳は、こどものいる共働き世帯は60世帯、こどものいない共働き世帯は377世帯増加しています。



資料：国勢調査

(8) ひとり親世帯について

本町のひとり親世帯は、平成22年から令和2年の間で、増加173世帯増加しています。内訳は、母子世帯は146世帯、父子世帯は27世帯増加しています。



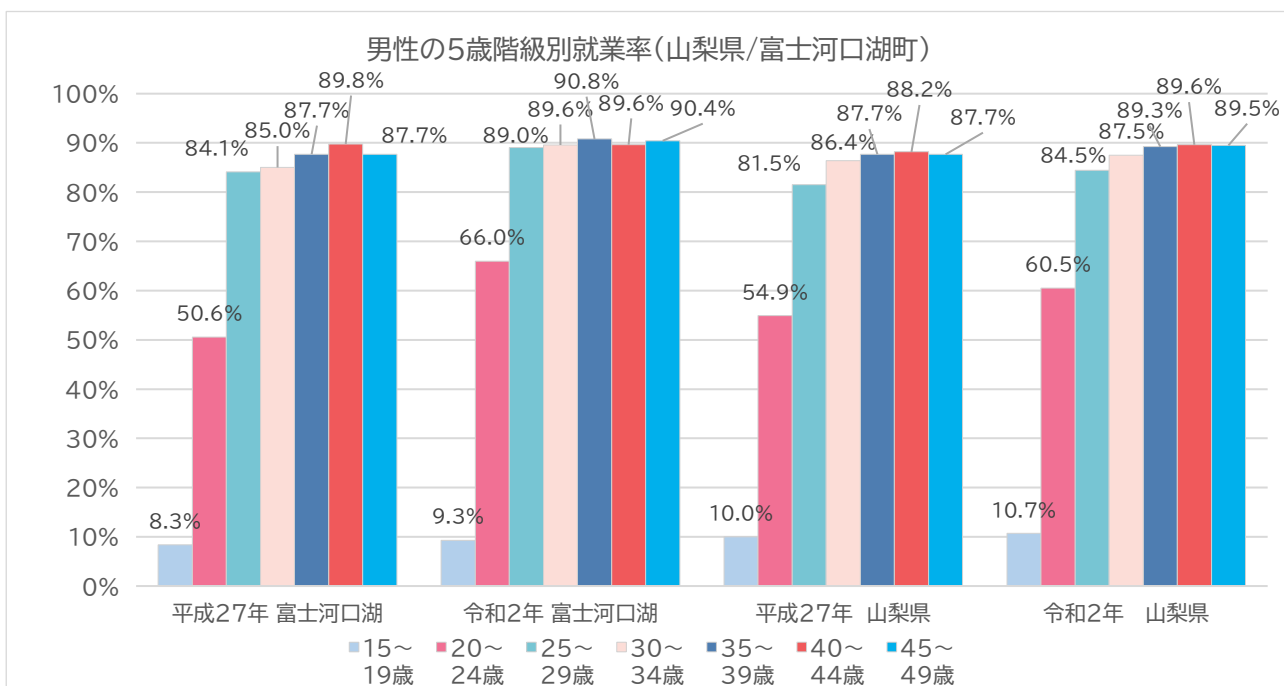
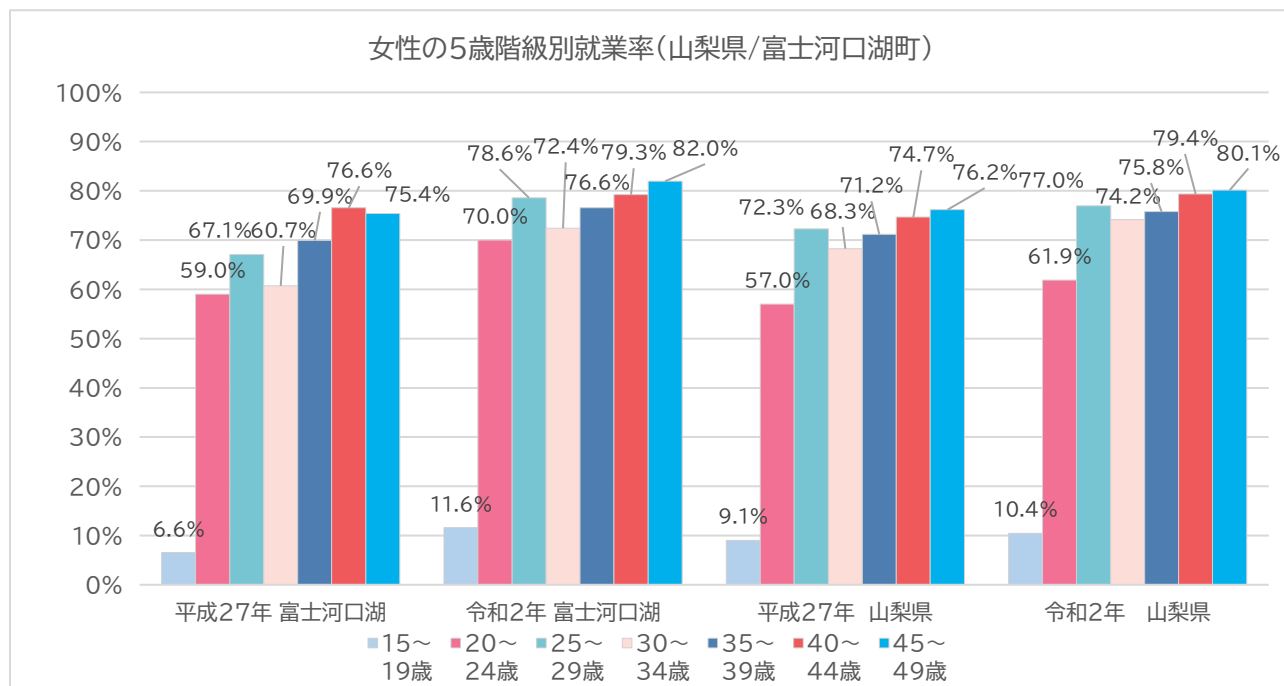
資料：国勢調査



(9) 就労状況について

本町の15～49歳の就労状況は、平成27年から令和2年の間で、男性の40～44歳を除き、すべての5歳年齢別階級で就業率が増加しています。また、令和2年には、ほとんどの5歳年齢別階級の就業率が県のそれより高い結果となっています。

女性の30～34歳では、25～29歳の就業率から一度就業率が下がり、その後上昇しています。これは、結婚、出産、育児のライフステージの変化によるものと思われます。



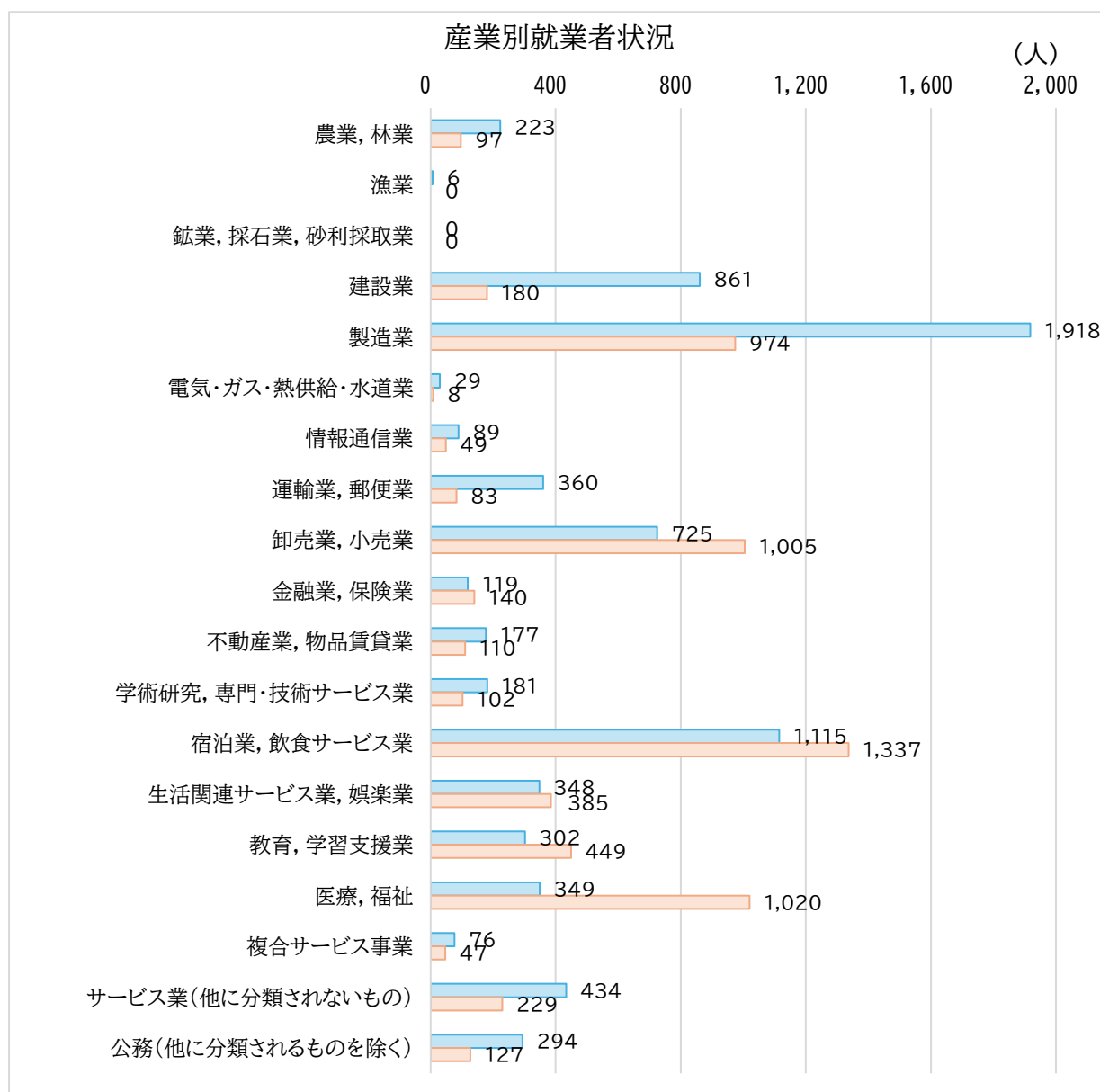
資料：国勢調査



(10) 産業別就業者状況

産業大分類別就業者数において、本町の就業者状況は、男性は、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」の順に多く、女性は、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「売業、小売業」の順に多くなっています。

宿泊業、飲食サービス業、小売業に就業者数が多く、子育て世帯も同様の状況と考えられることから、日曜祝日やこどもの夏休み等長期休暇時期も、親は就労状況にある世帯が多いと思われます。



資料：国勢調査



第3章 第2期子ども・子育て支援事業の実績

1 事業の実績

	認定区分・事業		第2期子ども・子育て支援計画	
			見込み量 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
教育・保育 (幼稚園や 保育所等)	1号認定 (保育の必要性なし・3歳以上のこども)		94人	121人
	2号認定 (保育の必要性あり・3歳 以上のこども)	幼児期の学校教育の利用希望が 強い	32人	0人
		上記以外	551人	514人
	3号認定 (保育の必要性あり・3歳 未満のこども)	0歳児	54人	15人
		1・2歳児	261人	260人
	合計	幼稚園等	126人	0人
		保育所等	866人	789人
地域子ども・ 子育て支援 事業	時間外保育		112人	453人
	放課後児童健全育成事業	1年生	161人	149人
		2年生	138人	158人
		3年生	116人	118人
		4年生	69人	84人
		5年生	44人	62人
		6年生	24人	30人
		合計	552人	601人
	子育て短期支援事業		—	利用無し
	地域子育て支援拠点事業		7,200人回	40人
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		21人	400人
	一時預かり事業	幼稚園型	6,048人日	0人
		幼稚園型以外	3,230人日	0人
その他事業	病児・病後児保育事業		452人日	1人
	利用者支援事業		1か所	1か所
	妊婦に対する健康診査		2,800人回	1,463人回
	乳児家庭全戸訪問事業		215人	127人
	養育支援訪問事業		10人	4人

※実績値(令和6年度)は見込み値です。



2 教育・保育サービスの状況

(1) 施設を利用して行う事業

① 0歳児～2歳児の利用者数及び0歳児から5歳児の教育・保育利用の推移

※令和6年度の実績値は、見込み値です。

(単位：か所、人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数		8	8	8	8	8
定員数		990	990	990	990	990
入所児童数	児童数	711	704	700	645	637
	入所率	71.8%	71.1%	70.7%	65.2%	64.3%
乳児(0歳児)保育	か所数	3	3	3	3	3
	児童数	10	17	23	20	18
1・2歳児保育	か所数	8	8	8	8	8
	児童数	168	174	184	255	165
延長保育	か所数	8	8	8	8	8
	児童数	368	227	373	358	439
休日保育	か所数	1	1	1	1	1
	児童数	5	11	12	14	14

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	28	38	38	14	15
1歳児	106	96	113	102	109
2歳児	123	130	127	138	151
3歳児	155	170	164	170	175
4歳児	201	206	176	171	186
5歳児	189	196	188	169	153
合計	802	836	806	764	789

資料：庁内資料



② 幼稚園入園児童数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	17	7	6	4	13
4歳児	9	8	8	13	5
5歳児	10	1	8	6	11
合計	36	16	22	23	29

資料：庁内資料

③ 認定こども園入園児童数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	40	32	29	48	56
4歳児	44	67	34	47	57
5歳児	50	65	67	56	60
合計	134	164	130	151	173

資料：庁内資料

④ 小学校児童数の推移

(単位：学級、人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
船津小学校	20	586	20	585	21	591	22	588	23	589
小立小学校	13	343	14	356	14	366	15	365	16	355
大石小学校	6	68	6	56	6	49	6	57	6	59
河口小学校	6	98	6	104	6	114	6	119	6	117
勝山小学校	9	229	10	247	10	255	12	250	12	251
西浜小学校	4	28	4	29	4	32	4	27	4	22
大嵐小学校	4	17	4	12	3	11	4	13	3	16
富士豊茂小学校	4	21	3	21	4	25	3	17	3	17
合計	66	1,390	67	1,410	68	1,443	72	1,436	73	1,426

資料：庁内資料



⑤ 放課後児童クラブ

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
船津ふれあい児童クラブ	139	147	137	137	153
小立ふれあい児童クラブ	102	108	104	120	111
大石ふれあい児童クラブ	33	25	21	30	27
河口ふれあい児童クラブ	36	35	45	50	49
勝山児童クラブ	107	101	91	91	113
足和田児童クラブ	3	2	3	9	13
子ども未来創造館 児童クラブ	76	77	100	106	135
合計	496	495	501	543	601

(単位：人)

学年別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	162	133	131	146	149
2年生	136	145	126	132	158
3年生	86	102	111	111	118
4年生	60	61	67	81	84
5年生	29	36	42	46	62
6年生	23	18	24	27	30
合計	496	495	501	543	601

資料：庁内資料



(2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おねがい会員	260	258	276	290	293
まかせて会員	40	43	39	37	37
両方会員	8	6	6	3	3
合計	308	307	321	330	333

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
顔合わせ件数	11	32	33	46	50
依頼件数	306	262	422	418	420
実活動数	298	249	413	382	400

資料：庁内資料

(3) 利用者支援事業

子育て世代地域包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能が一体的に相談支援を行う機関の「こども家庭センター」を令和6年4月に開設しました。

第2期計画期間における利用量の見込みと確保の内容

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	か所	1	1	1	1	1

資料：庁内資料

(4) 妊婦に対する健康診査

※令和2年度より14回の健診に追加検査①～⑥が増えました。

第2期計画期間における利用量の見込みと確保の内容

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	人回	2,743	2,470	2,203	2,212	1,463
追加検査①～⑥	人回		1,186	1,016	1,027	656

資料：庁内資料



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

第2期計画期間における利用量の見込みと確保の内容						
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	人	205	215	176	178	127

資料：庁内資料

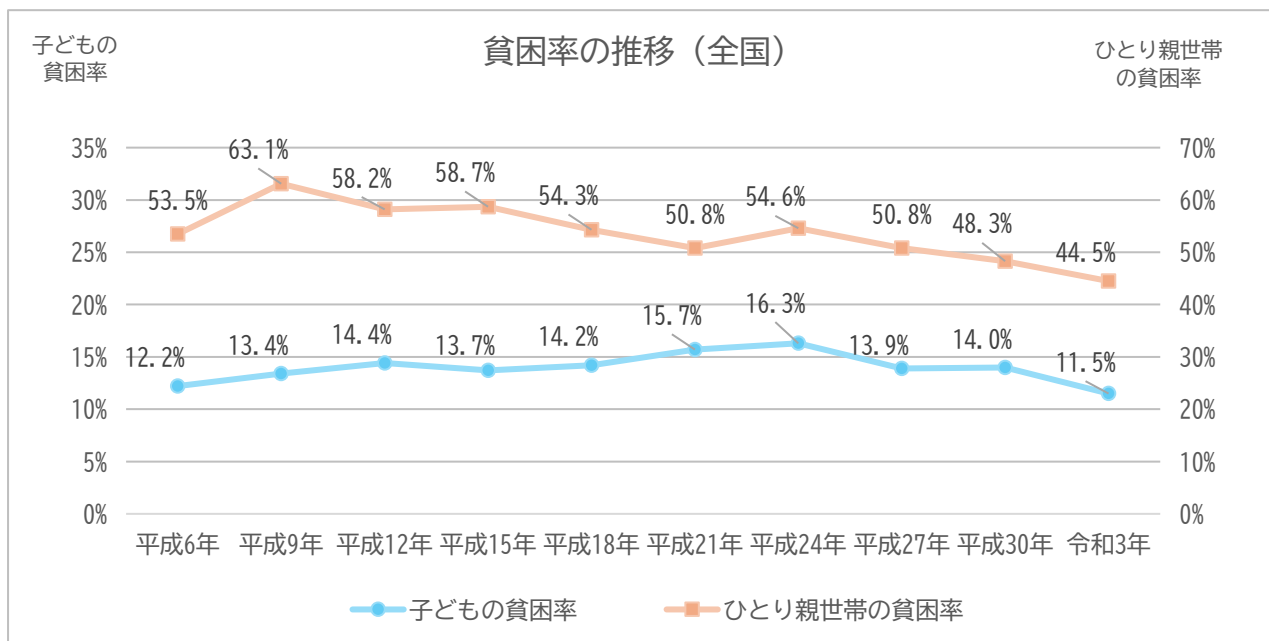




3 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 貧困の状況

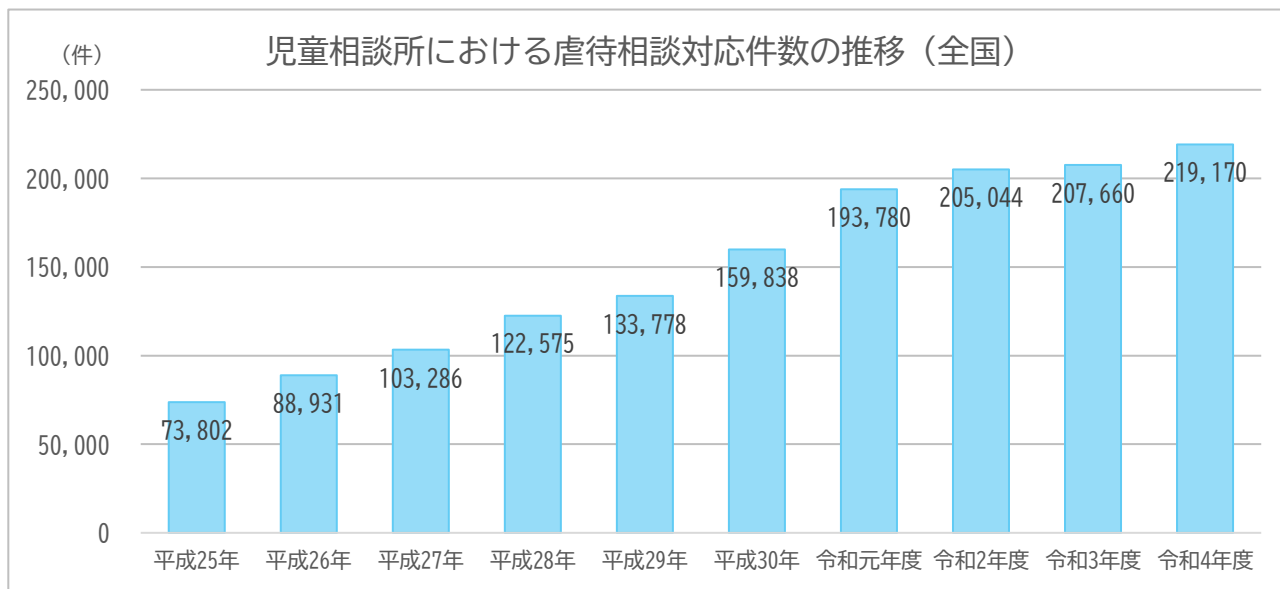
全国的な貧困率をみると、近年は低下傾向が見られています。令和3年の子どもの貧困率は11.5%ですが、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と依然として高い状況です。



資料：令和4年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

(2) 児童虐待の状況

全国的に、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4年は約22万件で平成25年の3倍近い数字となっています。



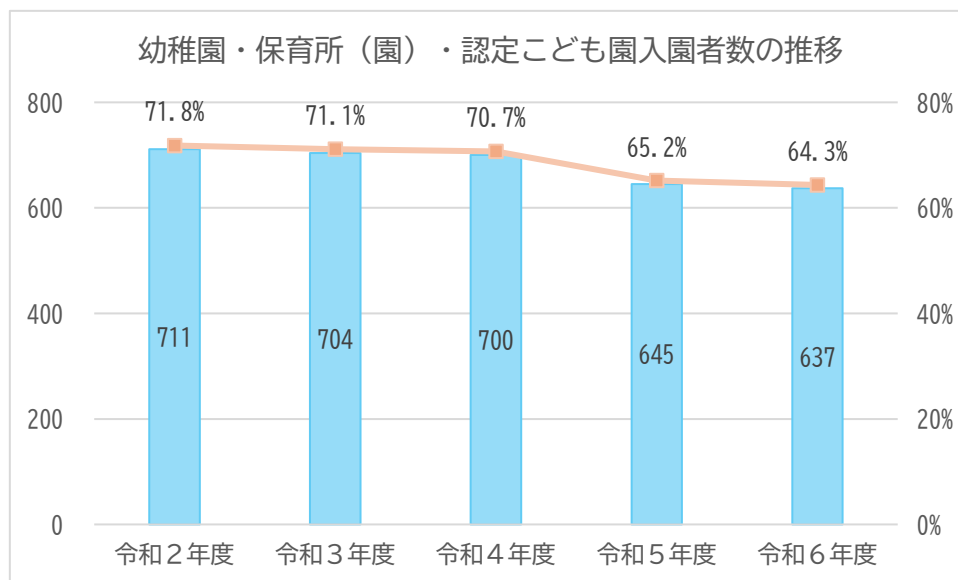
資料：令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値・こども家庭庁）



(3) 本町の状況

① 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の状況

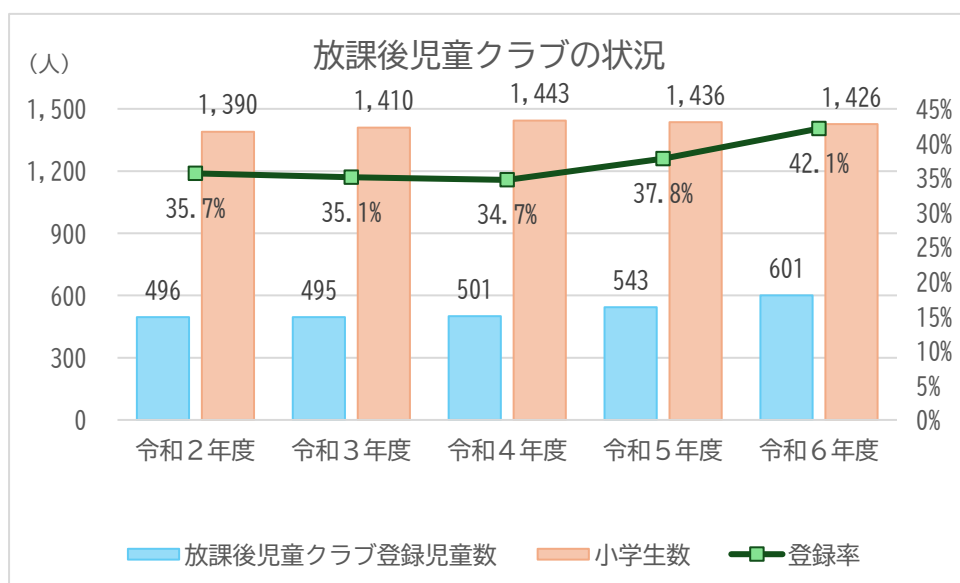
本町の幼稚園・保育所(園)・認定こども園は、入園者数が減少しており、令和6年度は令和2年度の74人減少となっています。



資料：庁内資料

② 放課後児童クラブの状況

小学生の児童数は、わずかながら減少傾向ですが、放課後児童クラブの登録児童数は、増加傾向にあり、令和6年度は、小学生の40%以上の児童が登録しています。



資料：庁内資料



③ ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

会員数や利用件数の推移を見ると、おねがい会員（依頼する・預ける側）が、令和6年度では、令和2年度より約10%増となっており、まかせて会員（提供する・預かる側）が、令和6年度では、令和2年度より微減しています。

また、顔合わせ件数、依頼件数、実活動数はいずれも増加傾向にあります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
おねがい会員	260	258	276	290	293
まかせて会員	40	43	39	37	37
両方会員	8	6	6	3	3
合計	308	307	321	330	333

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
顔合わせ件数	11	32	33	46	50
依頼件数	306	262	422	418	420
実活動数	298	249	413	382	400

資料：庁内資料



④ 育児・子育てにおける児童相談所への相談の状況

児童相談所への相談件数の推移をみると、令和2年度では、60件を超える相談件数でしたが、令和6年度では、40件程度になっています。内訳としては、暴言を吐く、無視をする、差別的扱いをするなどの心理的虐待の件数が、令和6年度では、令和2年度の4割程度となっています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	10	8	3	11	9
性的虐待	0	0	1	0	0
心理的虐待	45	31	7	27	18
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	11	16	16	35	15
合計	66	55	27	73	42

資料：庁内資料



4 こどもまんなか社会に向けた意識の状況（アンケート・ワークショップ結果等）

※Nとは、調査の母集団（調査対象となる数値、属性等の集合体）を意味します。

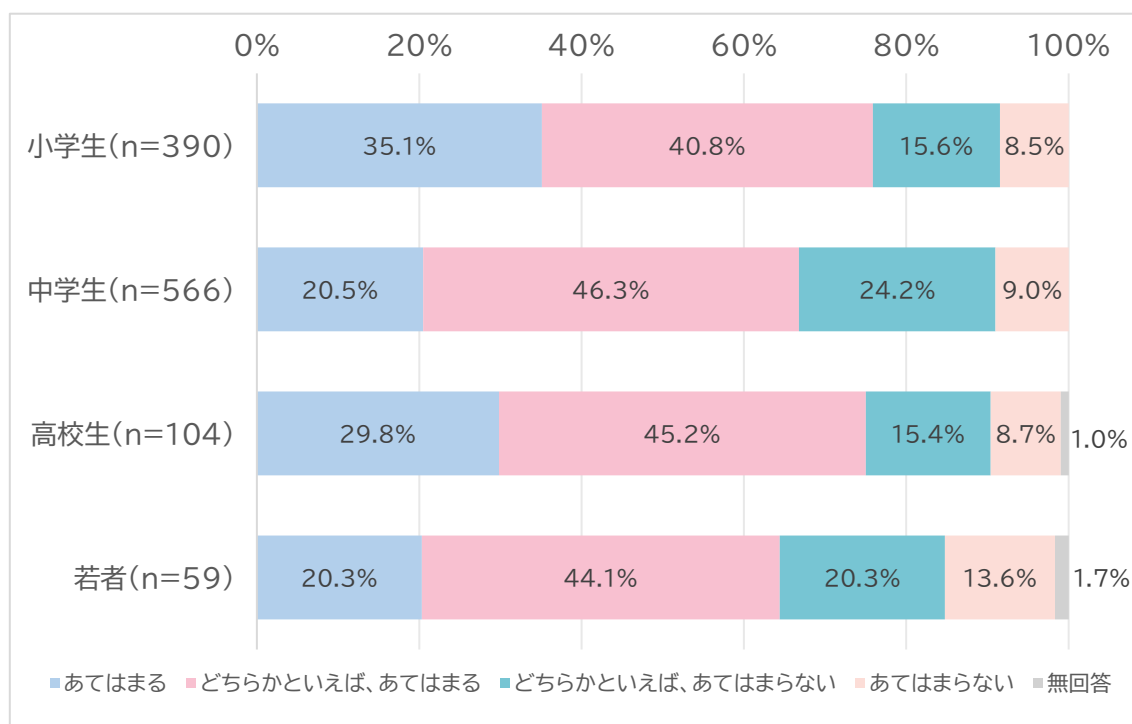
※nとは、標本数（当該設問における対象数）を意味します。

(1) こども・若者の権利が尊重される地域の実現に向けて

① 自己評価

○「自分のことが好き」

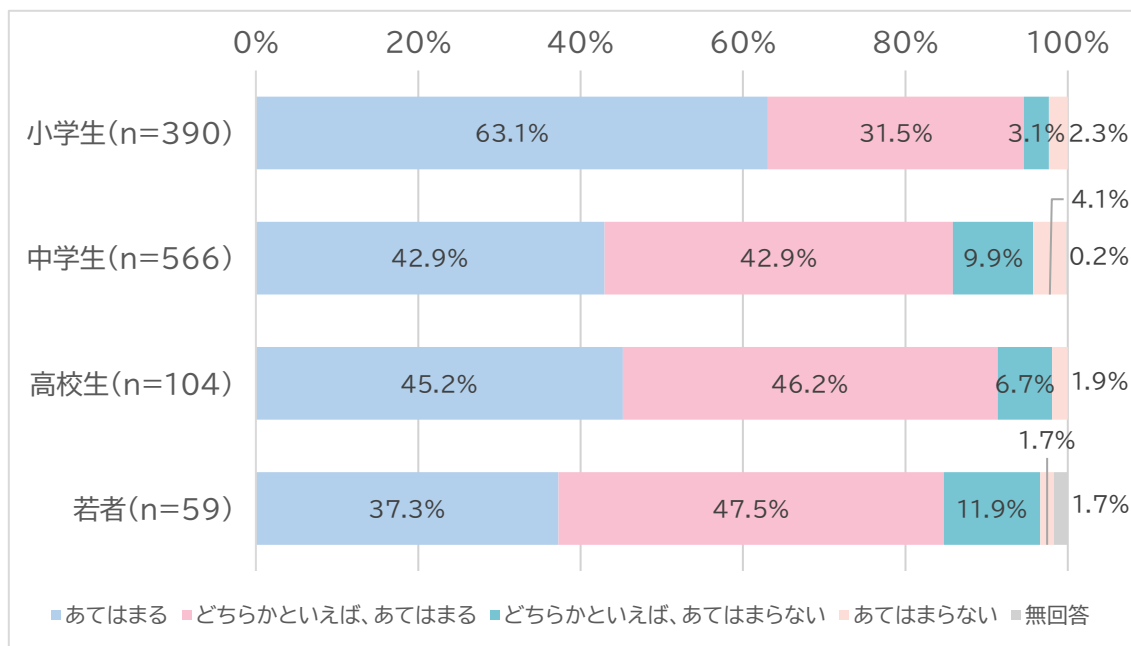
小学生・高校生は、「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」を合わせると70%を超え、自己肯定感が高いことがうかがえます。一方、中学生は、「あてはまらない」「どちらかといえば、あてはまらない」を合わせると3人に1人の割合で肯定感が低いことがわかります。また、若者（18歳以上30歳まで）も33.9%と中学生同様に比較的自己肯定感が低いことがわかります。





○「自分らしさがある」

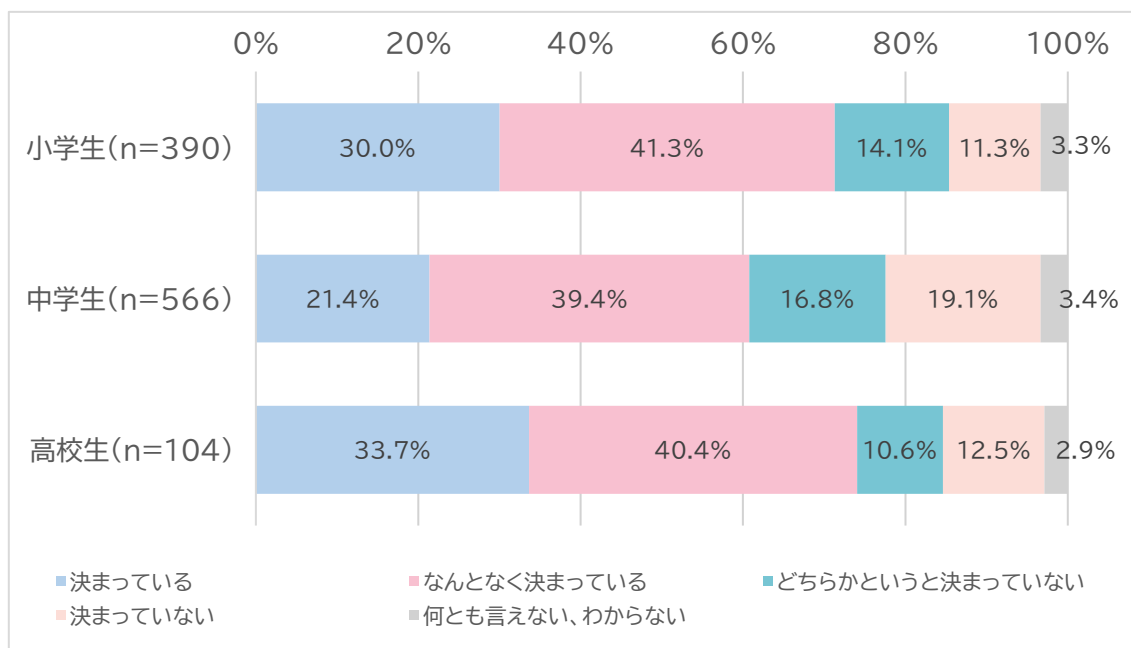
小学生・高校生では90%以上、中学生・若者(18歳以上30歳まで)では85%程度が自分らしさについて、肯定的であることがわかります。



② 将来について

○「将来のやりたい仕事が決まっている」

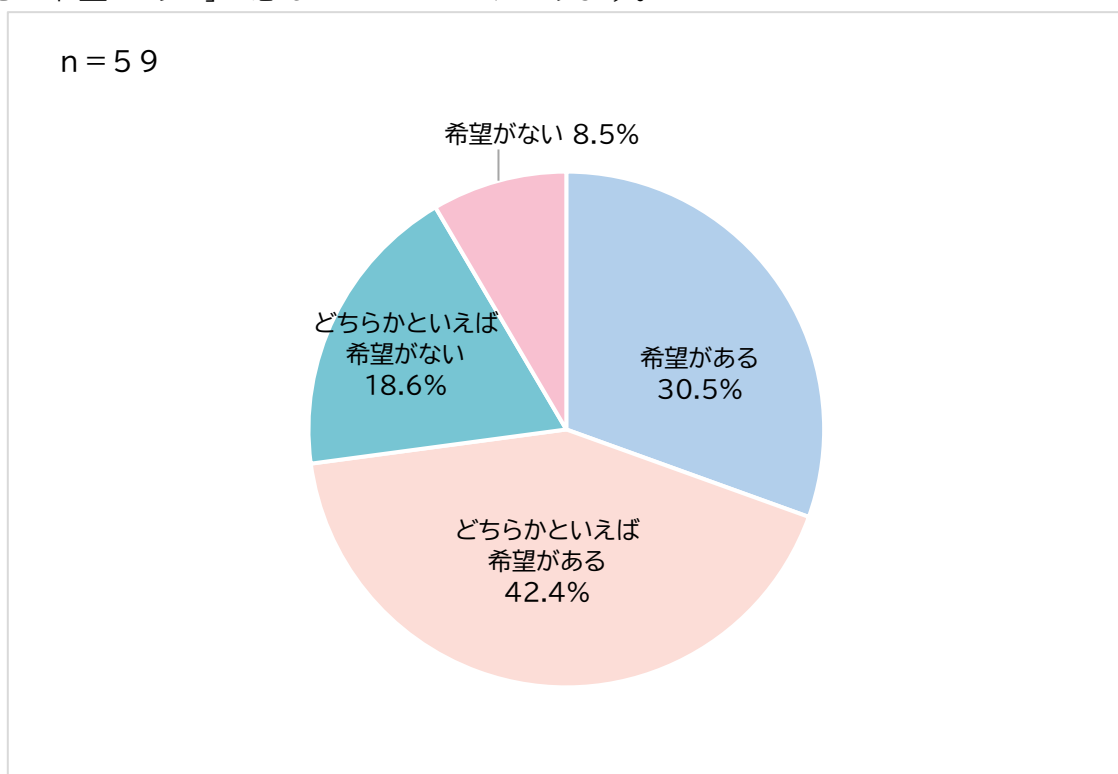
小学生は70%以上、中学生は60%以上、高校生は約75%が、「決まっている」「なんとなく決まっている」を回答し、町の多くの学生が将来やりたい仕事を意識していることがわかります。





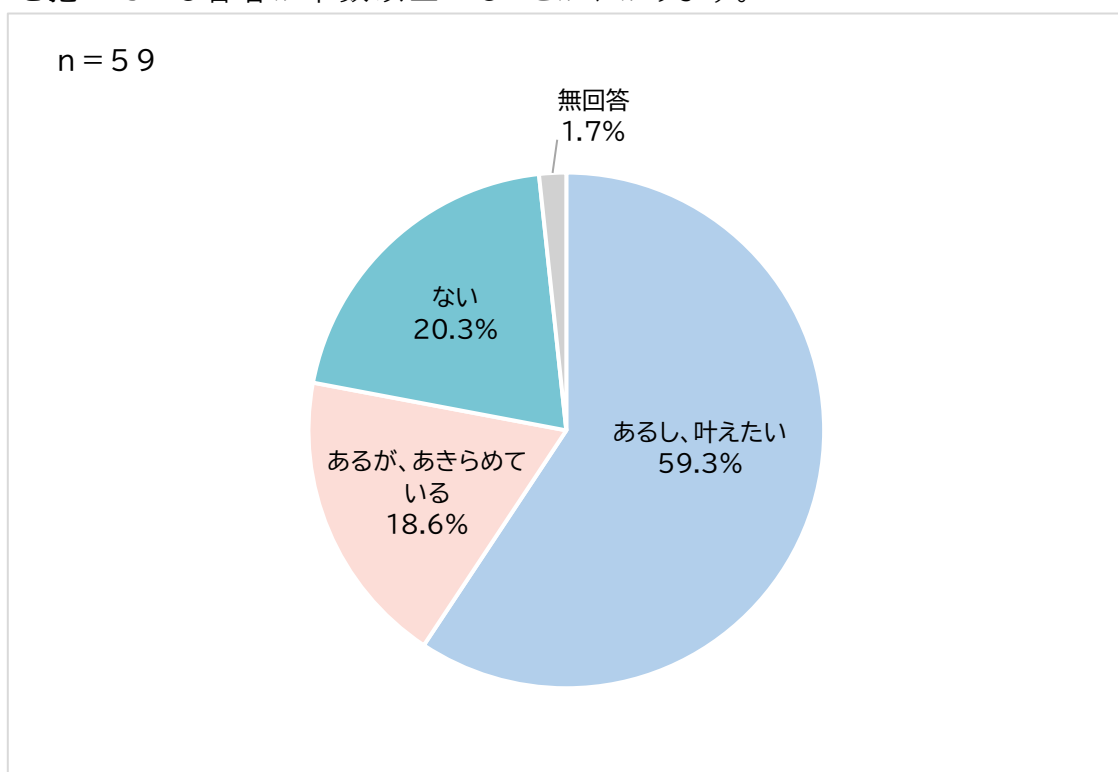
○自分の将来について明るい希望を持っているか

若者（18歳～30歳まで）のおおよそ4人に3人の割合で、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と感じていることがわかります。



○将来希望する夢や進路はあるか

若者（18歳～30歳まで）では、「あるし、叶えたい」が約60%となっており、希望や夢を抱いている若者が半数以上いることがわかります。

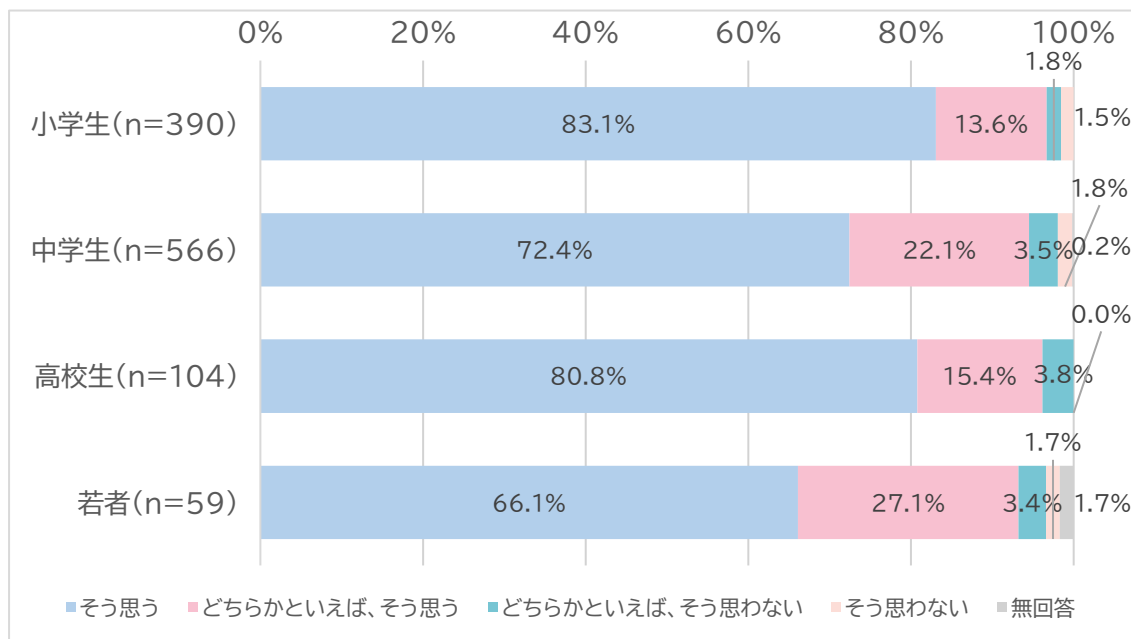




③ 困ったときについて

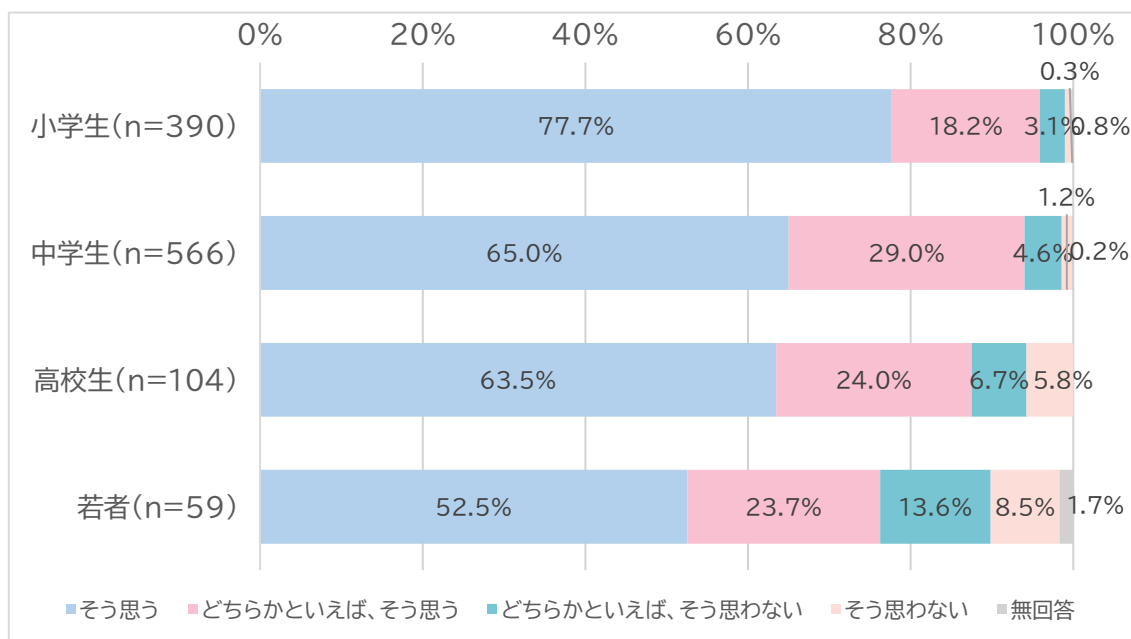
○「家族・親族は、困った時に助けてくれると思う」

小学生、中学生、高校生、若者（18 歳以上 30 歳まで）のいずれも、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせると 95% 程度となっており、家族や親族への信頼度が高いことがわかります。



○「学校で出会った友人は、困った時に助けてくれると思う」

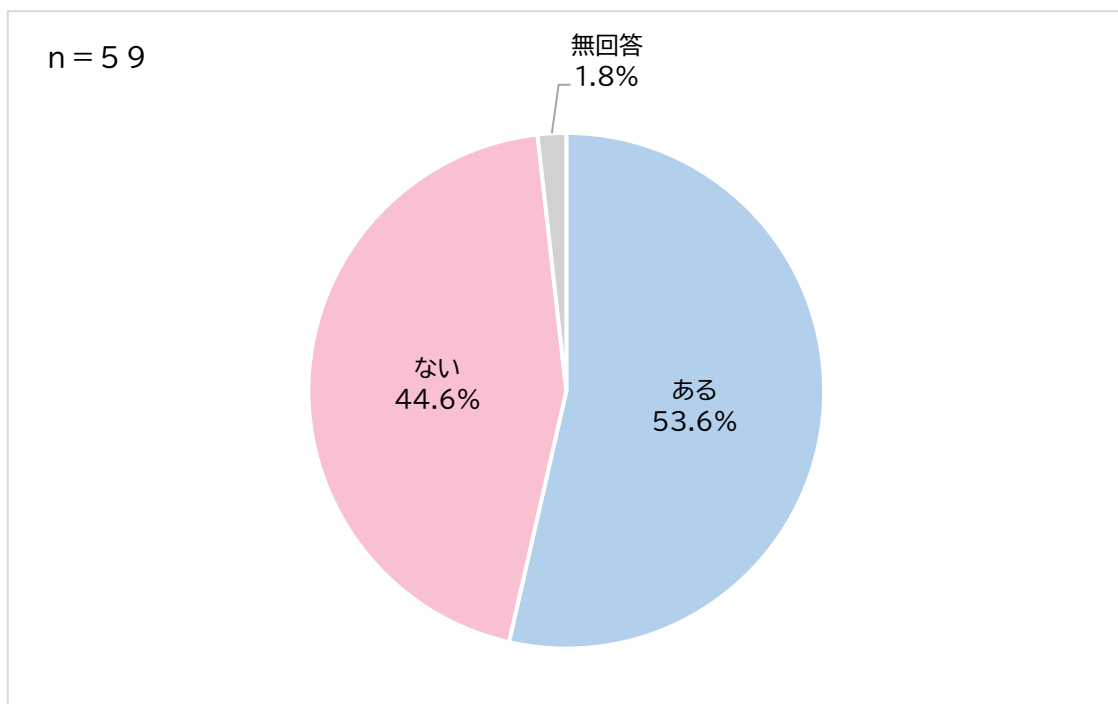
小学生・中学生は、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせると 95% 程度、高校生は 85% 以上、若者（18 歳以上 30 歳まで）は 75% 以上が、学校で出会った友人への信頼度が高いことがわかります。





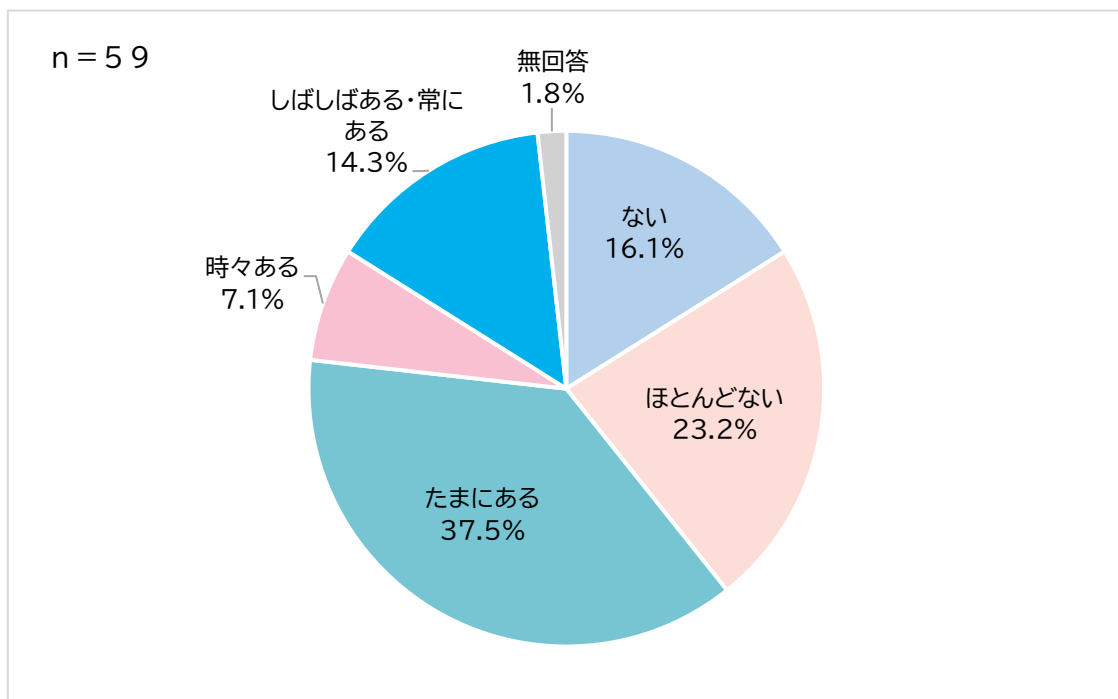
○「生きづらさを感じることもあるか」

若者（18歳～30歳まで）では、「ある」「ない」に大差はないことがわかります。



○孤独であると感じるか

若者（18歳～30歳まで）では、「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」を合わせると約60%となり、若者の半数以上が孤独を感じる時があることがわかります。

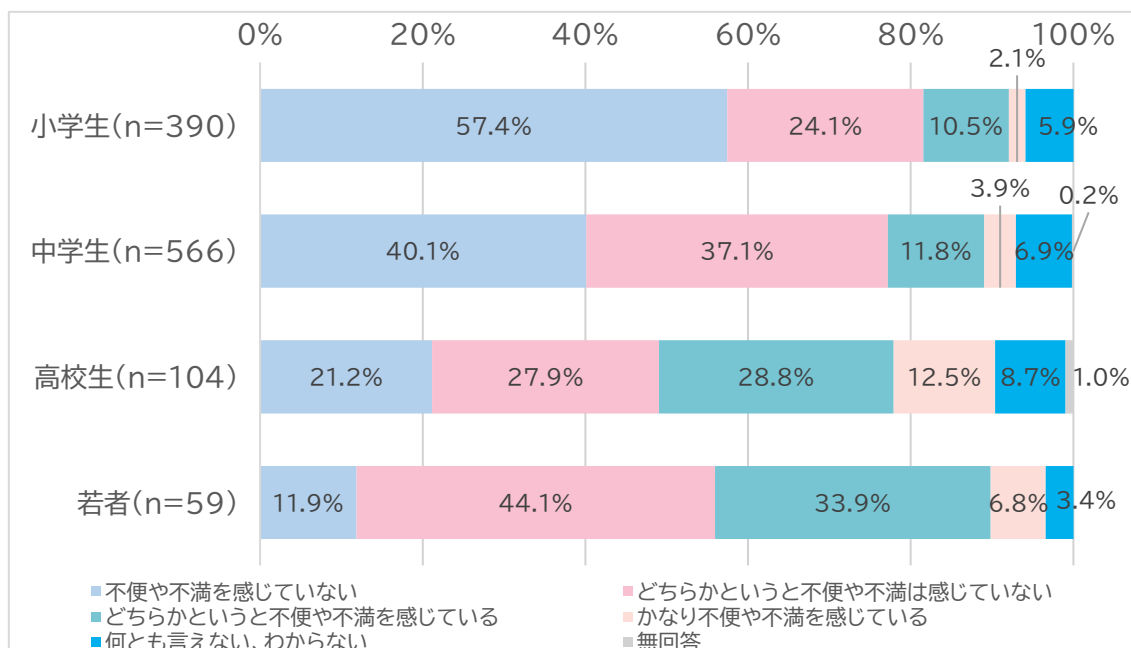




④ 住んでいる地域について

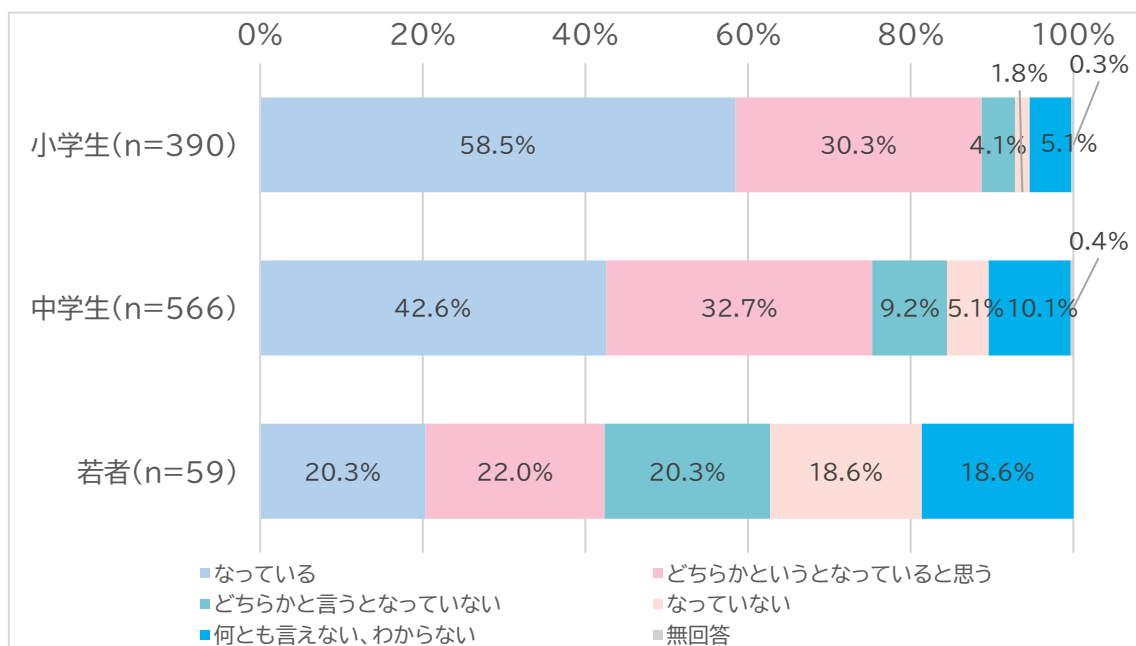
○「生活がしやすい」

小学生・中学生では、「不便や不満を感じていない」「どちらかという不便や不満は感じていない」で 75%以上となっていますが、若者（18 歳以上 30 歳まで）では 50% 程度、高校生では 50% 未満にとどまっています。



○「やりたいことが十分に実現できる環境になっている」

小学生・中学生では、「なっている」「どちらかというなっていると思う」で 75%以上となっていますが、若者（18 歳以上 30 歳まで）50% 未満となっています。





○生活全般の満足度

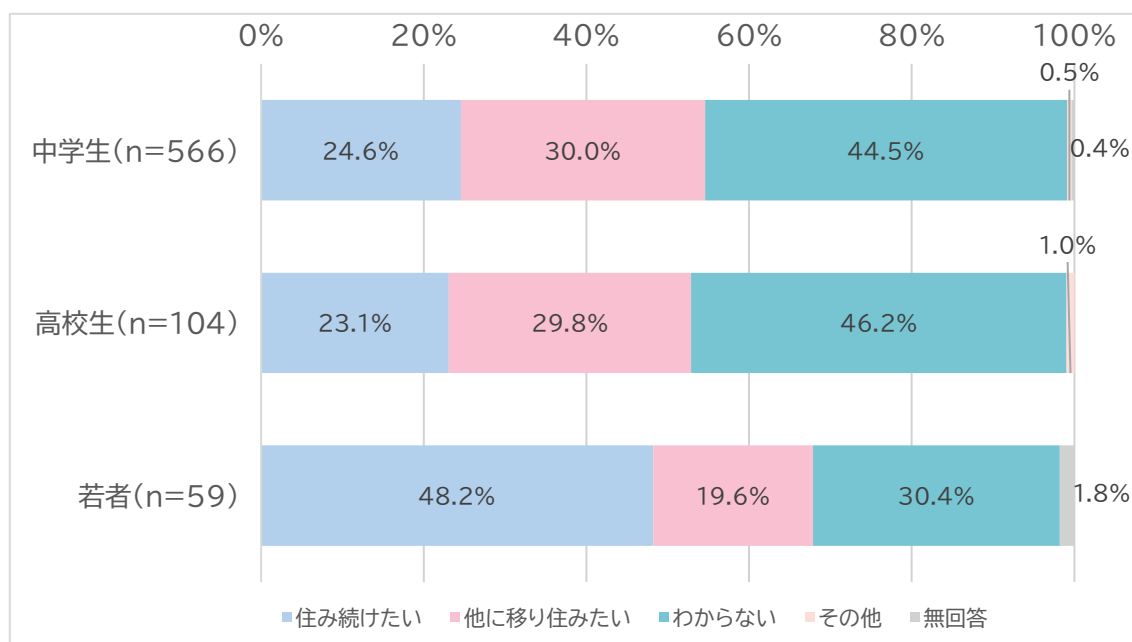
小学生・中学生・高校生では、生活全般の満足度の評価が高い割合が多くなっています。若者（18歳～30歳まで）は少し下がりますが、同様に高い割合を示しています。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答
小学生(n=390)	0.8%	0.5%	1.0%	2.6%	9.0%	7.4%	13.6%	23.1%	14.9%	26.9%	0.3%
中学生(n=566)	0.4%	1.6%	1.6%	5.3%	11.1%	11.7%	21.6%	23.5%	11.7%	11.0%	0.7%
高校生(n=104)	1.9%	1.0%	2.9%	5.8%	8.7%	14.4%	26.9%	18.3%	9.6%	9.6%	1.0%
若者(n=59)	0.0%	1.8%	1.8%	5.4%	21.4%	23.2%	17.9%	19.6%	0.0%	5.4%	3.6%

※1 = 評価が低い、10 = 評価が高いの順となっています

○将来もこの町で過ごしたい

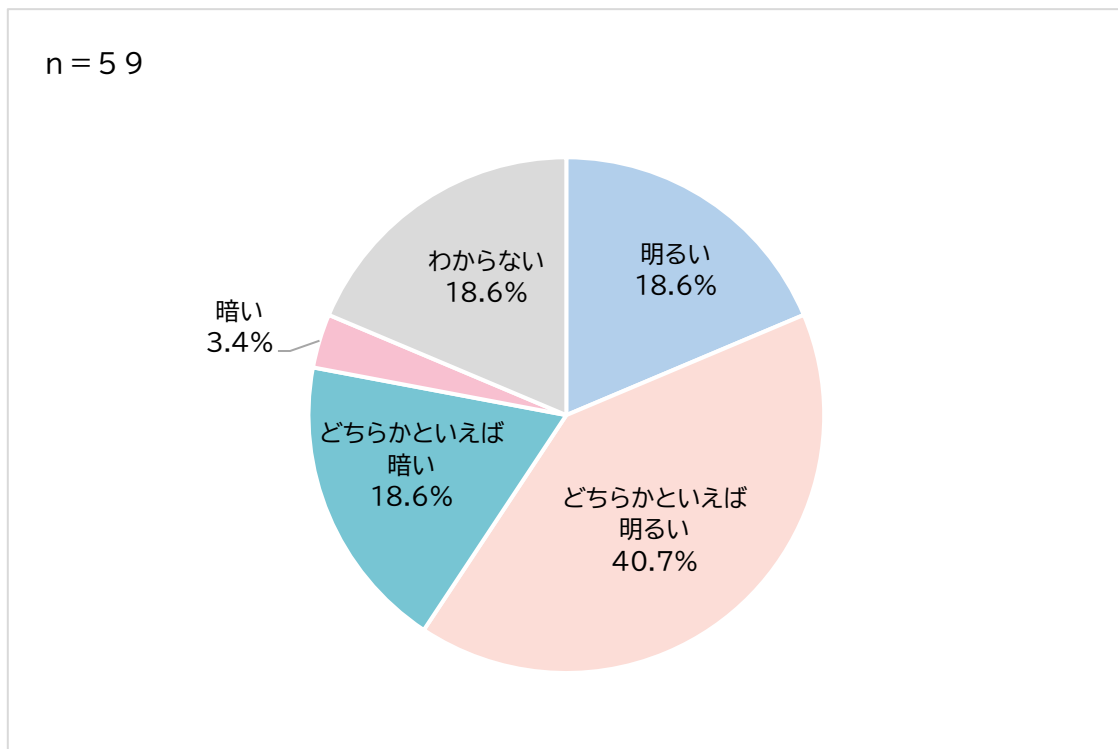
中学生・高校生では、「他に移り住みたい」の割合がいずれも30%程度で最も多い回答でしたが、若者（18歳～30歳まで）では、「住み続けたい」の割合が約50%と最も多い回答となっています。





○町の将来は明るいと思うか

若者（18 歳～30 歳まで）では、「明るい」「どちらかといえば明るい」を合わせると約60%と半数以上が明るいと思っていることがわかります。



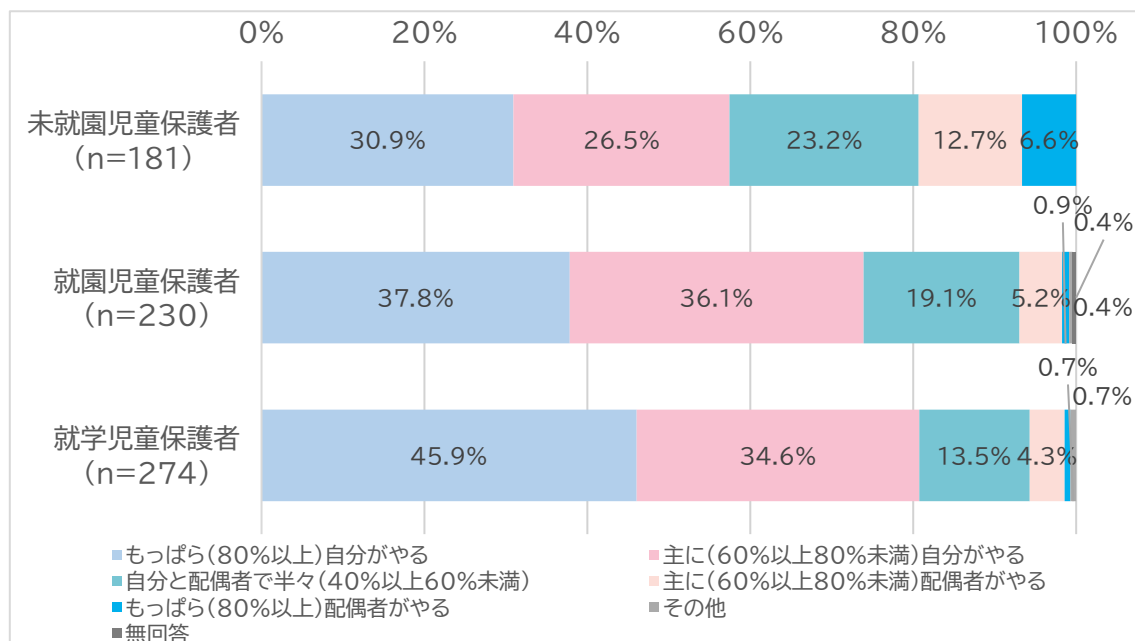


(2) 乳幼児期から学齢期の教育・保育環境の充実に向けて

① 育児・家事の分担状況

○ 育児の分担

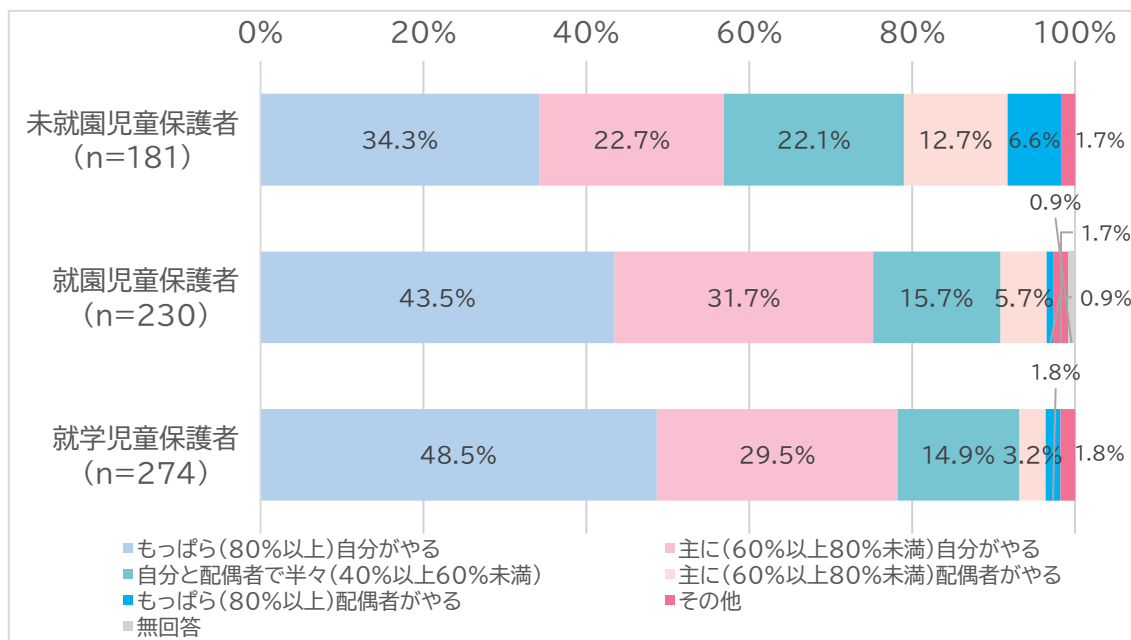
未就園児童保護者の家庭では、自分と配偶者で半々の分担がおおよそ4人に1人の割合となっていますが、就園児童保護者の家庭では、それがおおよそ5人に1人の割合に、就学児童保護者ではおおよそ7人に1人の割合となっていることがわかり、こどもの年齢が上がるほど育児を共同で行う割合が減少しています。





○ 家事の分担

未就園児童保護者の家庭では、自分と配偶者で半々の分担がおおよそ5人に1人の割合となっていますが、就園児童保護者の家庭ではおおよそ6人に1人の割合に、就学児童保護者ではおおよそ7人に1人の割合となっていることがわかり、こどもの年齢が上がるほど家事を共同で行う割合が減少しています。

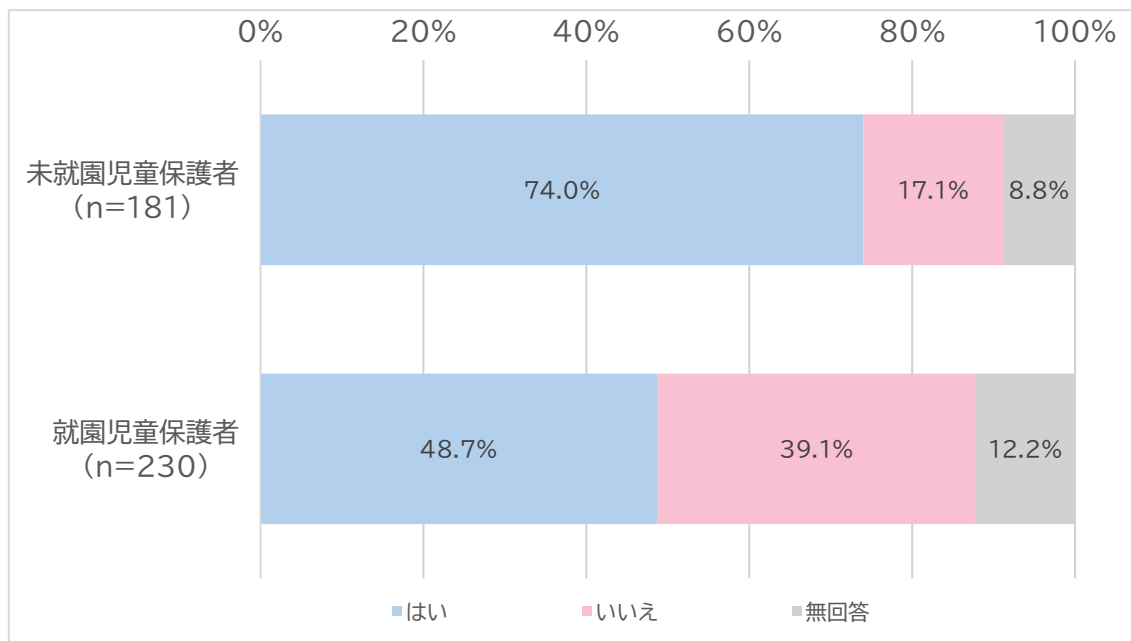




(3) 子育てに係る支援拠点や相談窓口の利用について

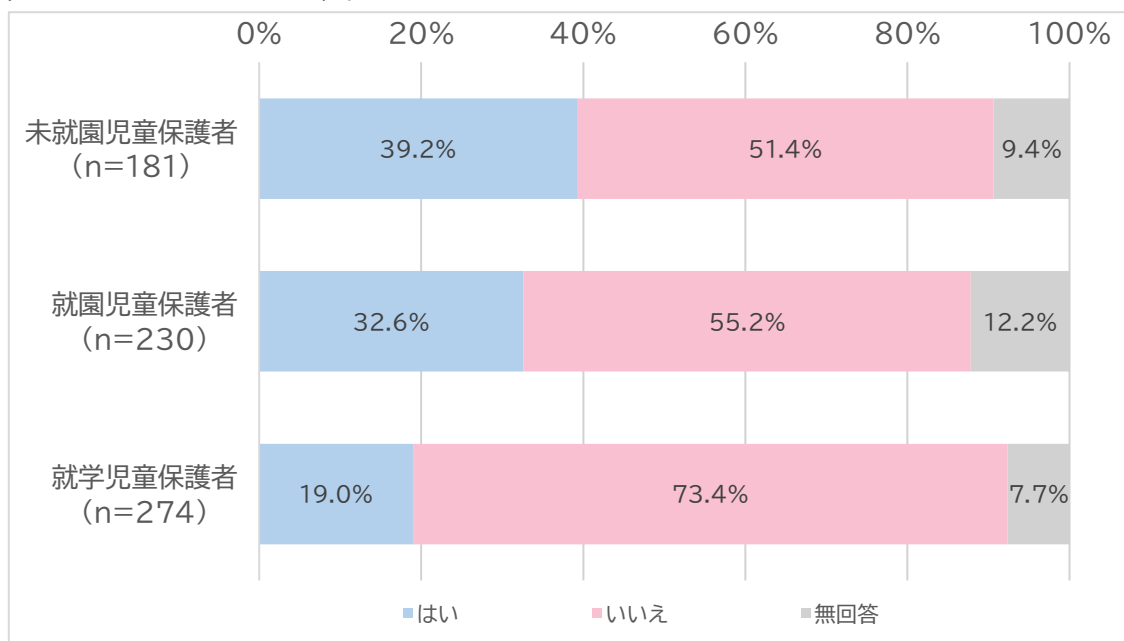
① つどいの広場を今後利用したいか

未就園児童保護者ではおよそ4人に3人の割合で利用意向があることがわかります。また、就園児童保護者ではおよそ半数の割合で利用意向があることがわかります。



② ファミリー・サポート・センターを今後利用したいか

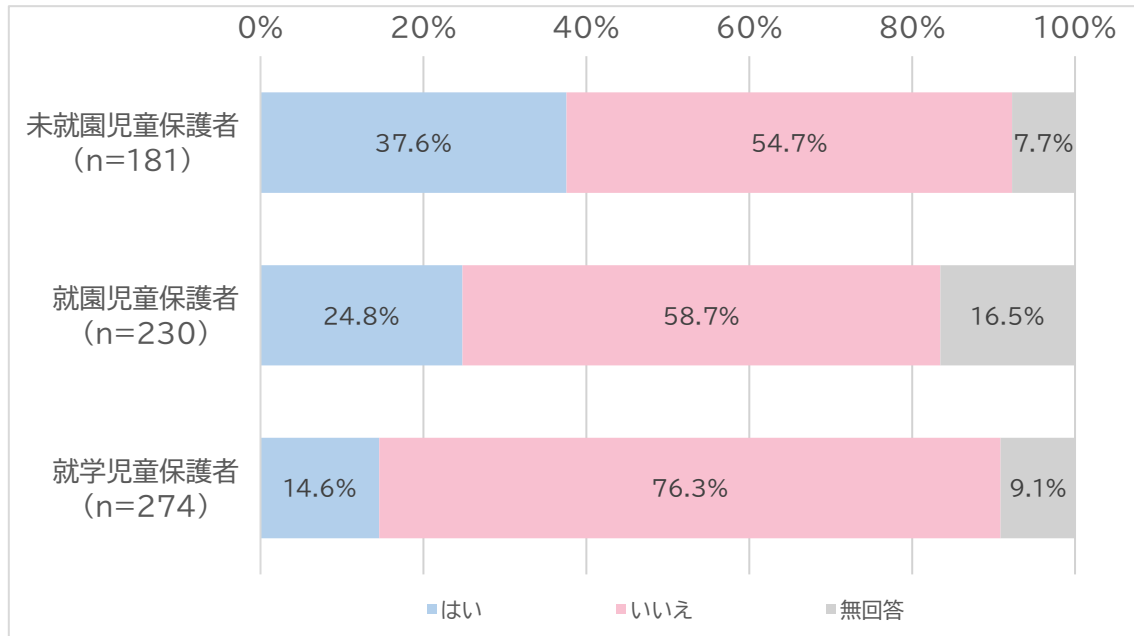
未就園児童保護者では約40%の割合で利用意向があることがわかります。また、就園児童保護者では30%超の割合で、就学児童保護者では約20%の割合で利用意向があることがわかります。





③ こども家庭センターを今後利用したいか

未就園児童保護者では約 40%の割合で利用意向があることがわかります。また、就園児童保護者では約 25%の割合で、就学児童保護者では約 15%の割合で利用意向があることがわかります。





(4) お住まいの地域について

① 「子育てがしやすい」

未就園児童保護者では、子育てがしやすいと評価が高い割合が多くなっています。就園児童保護者・就学児童保護者は少し下がりますが、同様に高い割合を示しています。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答
未就園児童保護者 (n=181)	1.1%	0.0%	4.4%	1.1%	5.0%	6.6%	19.3%	34.8%	13.8%	13.8%	—
就園児童保護者 (n=230)	2.6%	0.0%	2.6%	3.5%	11.3%	11.3%	22.2%	27.4%	8.7%	10.0%	0.4%
就学児童保護者 (n=274)	0.0%	2.6%	2.6%	2.9%	17.5%	9.5%	18.6%	30.3%	8.4%	7.3%	0.4%

※1＝評価が低い、10＝評価が高いの順となっています

② 「結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援」が実現されているか

未就園児童保護者では、切れ目のない支援がされていると評価が高い割合が多くなっています。就園児童保護者・就学児童保護者は少し下がりますが、同様に高い割合を示しています。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答
未就園児童保護者 (n=181)	2.2%	0.6%	3.9%	5.0%	13.3%	7.7%	18.8%	26.5%	11.6%	10.5%	—
就園児童保護者 (n=230)	4.3%	0.9%	2.6%	5.2%	20.0%	15.7%	15.7%	19.1%	9.1%	6.5%	0.9%
就学児童保護者 (n=274)	2.6%	1.8%	9.9%	3.6%	22.3%	12.0%	19.3%	16.8%	5.8%	5.1%	0.7%

※1＝評価が低い、10＝評価が高い順となっています



③ お住いの地域は「こどもが十分能力を伸ばせる環境が整っている」と思うか

未就園児童保護者・就園児童保護者では、比較的、こどもの能力を伸ばせる環境が整っていると感じている割合が高くなっています。就学児童保護者は、未就園児童保護者・就園児童保護者の結果からは少し下がった評価の割合が高くなっています。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無 回 答
未就園児童保護者 (n=181)	1.7%	1.7%	3.3%	2.8%	20.4%	15.5%	21.0%	22.1%	5.5%	5.5%	0.6%
就園児童保護者 (n=230)	0.9%	2.2%	7.4%	7.4%	23.9%	13.9%	23.0%	12.2%	3.9%	4.3%	0.9%
就学児童保護者 (n=274)	1.5%	3.3%	8.8%	6.2%	27.4%	14.6%	16.4%	14.6%	3.3%	2.9%	1.1%

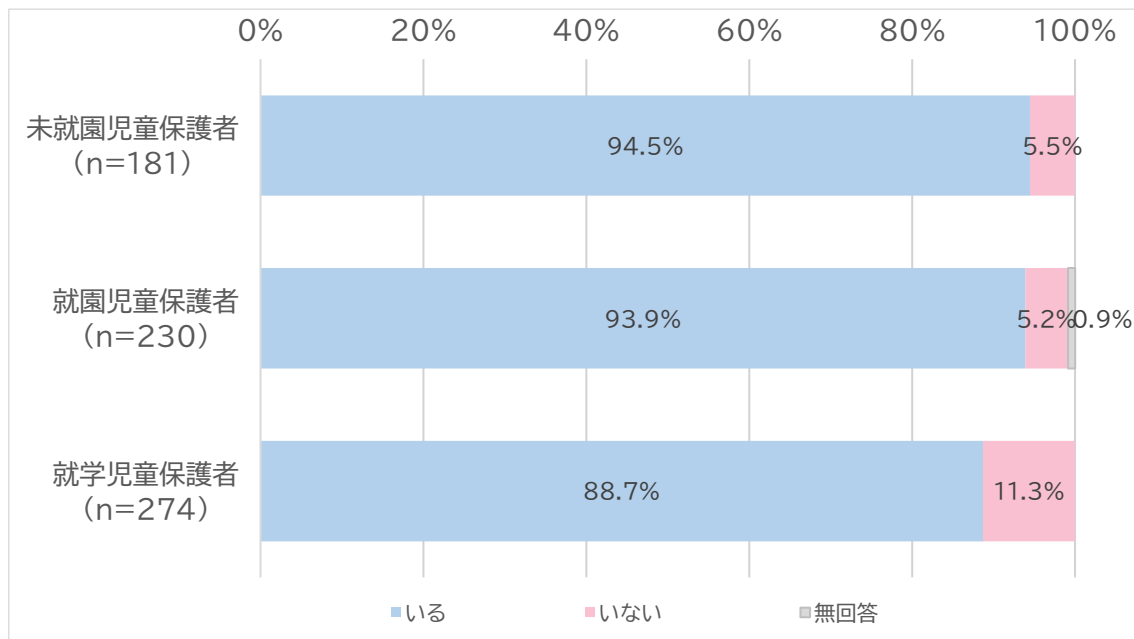
※1＝評価が低い、10＝評価が高い順となっています



(5) 子育てについて

① 「気軽に相談できる相手」がいるか

未就園児童保護者・就園児童保護者・就学児童保護者ともに、気軽に相談できる相手がいる割合は高くなっています。



② 子育てを楽しめているか

未就園児童保護者では、子育てを楽しめている自己分析が高い割合が多くなっています。就園児童保護者・就学児童保護者は少し下がりますが、同様に高い割合を示しています。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答
未就園児童保護者 (n=181)	0.6%	0.0%	1.1%	0.0%	5.0%	2.8%	7.7%	28.2%	22.1%	32.6%	-
就園児童保護者 (n=230)	0.4%	0.9%	1.3%	2.2%	6.5%	6.1%	12.2%	27.0%	17.0%	25.7%	0.9%
就学児童保護者 (n=274)	0.7%	1.1%	1.8%	1.5%	8.4%	5.5%	15.7%	25.5%	17.5%	21.9%	0.4%

※1 = 楽しめているが低い、10 = 楽しめているが高い順となっています



(6) ワークショップ

① 大学生のワークショップ

大学生に対し、子どもの権利や身の回りの生活について、現状や将来的な考えなどの話を聞き、意見を募りました。

質 問	意 見
【子どもの権利について】	
(1)生きる権利 (2)育つ権利 (3)守られる権利 (4)参加する権利 において、自分達を振り返った事はあるか。	○大学にいと考える事が多い。教育論の授業もあり、子どもの権利条約についてレポートを書いた事がある。自分を振り返った時に、これまで守られていたと感じる。 ただ、守られていない子も周囲にはいた。家庭の事なので先生も踏み込めないようすだった。 ○全体的に考えた事はないが、医療をどうやって受けられるかは、医療系の大学に行っているのて気にはなっている。子どもの権利の事を考えた事はなかったが、自分は守られていたと感じている。
具体的に権利が守られていたと実感するのはどんな時か。	○小学校区で、地域行事があったので、地域の人と共に、子どもの権利については感じるこががあった。
【富士河口湖町について】	
今、町に外国人が多くなっている。実際に人口が27,124人で、就労人口が1,000人ぐらい増えている。 増加について何か感じる事はあるか。	○受け入れている。周りも寛容であると思う。 ○家の近くにインドカレーのお店があり、インド系の人達が働いており、日本語も上手で接客も丁寧で、外国人が日本で働く事は良いと思うが、観光客かわからないが、自分の家の庭に入られた事が何度かあり、それは迷惑に思う。 ○ニュースで道路を横切ったり、幕が張られたことがあると、地元で暮らしている人達は大変で迷惑になってしまうのかなと思う。 ○夜は怖いと思ってしまう。



地元が好きか。将来的には戻って帰って来たいと思うか。	○好き。好きだが、働く場所が限られている。 ○山梨県には戻って来たい。
この地域で結婚して子どもを育てたいと思うか。	○仕事があれば育てたいと思っている。 ○ライフステージによる。出会いがあれば、この町で結婚し、子育てしたいと思う。 ○車の免許取得、年収（民間 or 公務員）も含め検討している。
ずっとこの町にいて、子ども未来創造館のような色々な場所に助けてもらっているが、自分たちの育った環境の中で、こういうところが町にあるともっと子ども達が過ごしやすいのではないかと感じるものはあるか。	○大学の周辺地域だと他人に干渉しない。コミュニティの場が余りないと感じたので、子ども未来創造館のような施設があると子どもにも親にもよいと思う。 ○どんな事でも相談できる場所があるとよいと思う。対面でなくても電話対応だけでも聞いてもらえる場所があれば、気が晴れるのかなと思う。 ○自分の小学校の時に地域と連帯した教育があった。先生や教育現場の人だけでなく、地域の大人も教育の現場に入り、子どもに関わってくれる場があったら良いと思う。
【困難について】	
「ヤングケアラー」という言葉を知っているか。身の回りにいるか。	○知っている。例えば、兄弟の世話をしている人。私も父子家庭なので家事を父としている。 ○高校の授業で知った。周りにいたかはわからない。
困難に直面したことはあるか。 友達関係、思春期の親との戦い、社会生活や日常生活を円滑にできなかったなど、悩んだ事はあったか。 相談できる人はいたか。	○中学校の時に、身体的障害の子と対立し、親も含めて学校にクレームを言われた。夜中まで学校で話し合いをした。親は味方になってくれた。 ○大きい困難はないが、小さい小学校から、大きい学校に行った時にどうやって人間関係を作ったらいいいのか悩んだ。友達に相談した。



困難に直面しなかった自分を振り返り、自分をどう感じるか。	○性格的に寝たら忘れてしまう。
【自分自身について】	
今の自分が好きか。自分らしさは何か。	○好きだ。真向から向き合う。体当たりしていくところが自分らしさと思っている。 ○どちらかと言えば好きだが、すごい好きではない。人前で意見を言う事が苦手で、頭の中で思った事を口に出せない。言えない分、人の話を聞くのは得意なので、そこで役に立っているのかなと思う。もうちょっと人に意見を言えるようになりたい。自分らしさは笑顔でいるところ。 ○すごい共感していて、思っているけど意見が言えない事が多く、自分の事は好きだが、同じ経験があり、素直に意見が言えなくて仕方なくやってしまった経験があるので、自分の意見をもう少し言えるようにしたい。自分らしさは、協調性があるところだと思う。
自分の意見を言えなかった時はどうするか。自分を責めるのか。	○自分を責めてしまう。後悔に近い感情を持つことがある。



② 中学生のワークショップ

中学生に対し、子どもの権利や身の回りの生活について、現状や将来的な考えなどの話を聞き、意見を募りました。

質 問	意 見
【子どもの権利について】	
子どもの権利とは、 (1)差別のない事。こどもにとって最も良い事、差別の禁止とは、全てのこどもにあって、差別されないこと。 (2)こどもにとって最も良い事を第一に考える事。 (3)命を守られ成長できる事。 (4)こどもの意見の尊重。 そのような権利といったところで何か感じる事はあるか。1人1人が持っている権利をどう考えるか。	○一人一人が持っている。 ○こどもが安心して生活できる事。 ○義務。
【困難について】	
ヤングケアラーを何で知ったか。	○学校で教えてもらった。
困難に直面したことがあるか。 社会生活や日常生活を円満に送ることができなかった経験があるか。 誰かに相談できる人はいましたか。先生に相談したことはあるか。	○友達関係であったが、相談できる人がいた。 ○相談できる人がいた。
先生に相談したことはあるか。	○相談したことはない。
【富士河口湖町について】	
この地区に住んでいて外国人が多いと感じるか。	○多いと感じる。 ○河口湖北中学校付近は多いと感じる。
外国人が多くなってきたことに何か感じることはあるか。外国人が増えたことにより何か思いはあるか。	○外国人に声をかけたりしている。



【自分自身について】	
今の自分は好きか。自分らしさや自分の良い所、好きな所はあるか。	☐ 何でもできるところ。 ☐ 元気なところ。積極的なところ。 ☐ 太鼓を演奏できる。 ☐ 音感が良いところ。サクスを演奏している。 ☐ 何でも前向きにとらえること。
将来の夢はあるか。	☐ 高校生になる。 ☐ 野菜農家になる。 ☐ 中学校の教員になる。 ☐ 女子高に入る。
生まれてからずっとこの町か。 この町が好きでずっといたいと思うか。	☐ 観光客や外国人など色々な人が来るから、ずっといたい。 ☐ 自然が豊かなのでいたい。 ☐ 東京に行きたい。
【町に対しての要望など】	
自分自身が安心して生活していくために、自分の権利の所でよいので、こういう事やサービスがあれば町がよくなると思うことがあるか。 また、要望はあるか。	☐ 河口湖北中学校の体育館にクーラーが欲しい(学校の設備面で涼しくして欲しい)。 ☐ 給食の量が少ないので多くして欲しい。 ☐ 夜道が暗い。 ☐ 道の整備をしてほしい。 ☐ みんなの苦情を聞いてほしい。 ☐ 看板の設置と誘導を整備してほしい。 ☐ 休日に外人が集まる場所があり、夜騒がしいので、対策を講じてほしい。 ☐ 大きいショッピングセンター(映画館など)があれば人が集まると思うので、誘致してほしい。



第4章 こども・若者・子育て世帯をとりまく課題

こども・若者に関する統計情報やアンケート調査の結果等から、本町におけるこども・若者・子育て世帯をとりまく現状の課題を整理しました。

○こども・若者の自己肯定感の醸成

アンケート調査では、小学生と高校生は「自分のことが好き」で割合が高いことがわかりますが、中学生や若者（18歳～30歳まで）では、「自分のことが好き」があてはまらないと感じている人が3人に1人の割合でいることがわかります。「自分らしさ」については、小学生から若者まで肯定的であることから、自己肯定感の捉え方において、思春期や反抗期の時期であったり、大学や社会人などライフステージの変化などに、戸惑いを感じることで結果と考えます。

また、将来の夢や職業などでは、小学生から高校生が60%から75%と将来の職業を意識している割合が高く、若者も将来について約75%が希望をもっている結果から、進学や就職等のライフイベントにとどまらず、新たな形で地域や様々な団体、個人等とつながる機会を増やし、生きがいや目標達成のための支援づくりを推進します。

○困難に遭遇した際の支援

アンケート調査では、小学生から若者までが困難に遭遇した際など、家族や親族、学校で出会った友人は助けてくれると思えている割合は高く、こども・若者それぞれの人間形成が豊かに育まれていると思います。反面、若者からは、生きづらさや孤独を感じる割合が高く、環境の大きな変化である進学、就職等のライフイベント等から社会への適応に苦慮しているケースがあると感じます。

なお、若者は、将来もこの町で過ごしたいという割合が高いことから、家族や友人以外でも、相談できる専門家や機関、一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所づくりなどを支援します。

○地域における取組

住んでいる地域の生活のしやすさや、自己実現に向けた環境が整っているかについて、小学生・中学生は、肯定的に感じている割合が高いことがわかりましたが、高校生や若者は、あまり肯定的には感じていないこともわかりました。

今後の地域活動において、高校生や若者の意見を取り入れたり、こども・若者が参加しやすい環境づくりを推進します。



○子育て支援

アンケート調査から、子育て家庭の育児や家事の分担状況は、未就園児童・就園児童・就学児童とこども年齢が上がるにつれ、共同で行う割合が減少傾向にあります。

子育て環境や支援において、利用者の満足度を高めるため子育て世帯の意見を汲み取りながら、地域との協働も含めて子育て支援事業を推進します。

○子育て支援の相談

子育て世帯では、気軽に相談できる相手がいる割合が高く、困ったときでも解決できる関係性が構築できていると思います。

本町の子育てでは、親族等身近な人に頼る場合が多いことから、公的な相談窓口ではこうした方々との役割分担を図るため、専門性の高い職員による相談や、各分野の専門家と連携して円滑に相談者との間を取り次ぐような体制を作っていくことも重要と考えます。

○地域における子育て世帯への取組

子育て世帯では、住んでいる地域での子育てのしやすさや切れ目のない支援、こどもの能力を伸ばせる環境が整っていると肯定的に感じている割合が高いことがわかりましたが、こどもの年齢が上がるにつれ、その割合が下がっています。

今後の地域活動において、子育て世帯が意見を出しやすく、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

○観光業の働き方と子育て支援

親が観光業に従事する子育て世帯にとって、その働き方と子育ての両立は重要な課題です。観光業の仕事はシーズンによって忙しく、長時間働くことが多いため、子育てと仕事のバランスを取ることが難しい場合があります。

本町では、企業や地域に対して、地域での育児支援や柔軟な勤務時間の提供の働きかけを行い、また、観光業の働き手を支援する保育サービスやこども向けの施設の充実など、子育ての環境づくりに取り組みます。

○地域の広さにおける行政サービスの取組

本町は、広範囲に広がっているため、住民への行政サービスを均等に提供することが難しい場合があります。

町の中心部と郊外、山間部などで生活環境やアクセスに格差が生じており、子育て世帯や若者にとっても大きな課題となっていると思われます。特に、保育施設、教育機関、医療機関、公共交通などのアクセスにおける不均等さが、地域による子育て支援や



若者の活動支援の差を生んでいます。

本町では、このような格差を解消するために、地域資源の活用や地域コミュニティの活性化などへの取り組みを推進します。



第5章 計画の基本的な方針

1 計画の基本理念

「こどもまんなか ふじかわぐちこ」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる
まちづくりを目指して～

本町にとって未来を担う、こども・若者は地域の宝であり、財産です。

本町では、これまで「富士河口湖町子ども・子育て計画」のもと、すべてのこどもの権利や幸せを守り、地域の中でこどもの健やかな成長や自立を地域全体で支援していきよう、子育て支援策の充実に取り組んできました。

本計画では、「富士河口湖町子ども・子育て計画」の考え方を、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を地域に根ざした形で進めます。富士河口湖町総合計画後期基本計画で示されている「若者や子育て世代に優しい環境をつくる」の実現に向け、こども・若者たちが、家庭や地域でかけがえのない存在として尊重され、また、自らの価値を認めながら成長できるまちづくりに取り組みます。

こども・若者が、誕生や成長を地域全体で祝福し、その喜びを共有しながら、また、子育て世帯とともに地域が笑顔あふれるまちの実現に向け、まちづくりを推進しています。

本計画では、「こどもまんなか ふじかわぐちこ」を基本理念に、富士に抱かれた雄大な自然環境のもと、地域全体でこども・若者が身体的な、精神的な、社会的な幸福を得るための取組を推進し、また、子育て世帯に向け質の高い子育て支援に取り組めます。

○ 「こどもまんなか社会」とは

「こどもまんなか」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

具体的には、次の8つのことをすべてのこども・若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けることができる社会を示しています。¹

¹ 「こども大綱」(令和5年12月22日)より引用



①	心身ともに健やかに成長できる社会
②	個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる社会
③	様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる社会
④	夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会
⑤	固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる社会
⑥	自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる社会
⑦	不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる社会
⑧	虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会

加えて、20代、30代を中心とする若者世代が、次の4つのことを身に付けることができる社会を示しています。

①	自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会
②	希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会
③	それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会
④	社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会



○ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

すべての子どもに生まれながら「子どもの権利」があり

だれもそれを奪うことはできません

こどもの権利を守れるのはおとなです

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満のすべてのこどもを対象に、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと守るために、1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約はこどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。

1 差別の禁止（差別がないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、貧困、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益（こどもにとってもっともよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存、発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、こども・若者や子育て世帯をめぐる現状や課題を踏まえ、以下の5つの基本目標を設定し、それに連なる取組の方向性に基づき、計画を推進します。

基本目標1	子育て・親育ちを支援する
基本目標2	こども・若者の健全な成長・学びを支援する
基本目標3	こども・若者の自立と社会参加を推進する
基本目標4	困難を抱えるこども・若者・子育て世帯を支える地域の取り組みを推進する
基本目標5	こども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

「こどもの施策に関する基本的な方針」²

①	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
⑥	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

² 「こども大綱」(令和5年12月22日)より引用



○基本目標1 子育て・親育ちを支援する

こどもの幸福な将来に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じたこどもやその子育て世帯への切れ目のない支援の充実を図ります。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して、豊かな情操、命を大切に作る心や思いやりの心、社会性や基本的生活習慣などの育成、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組むことが大切です。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・保育園（所）・認定こども園の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭教育を支える子育て支援体制の充実に努めます。

○基本目標2：子どもの健全な成長・学びを支援する

こどもたちが心身ともに健やかに成長し、学ぶ意欲を持ち、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの健やかな成長と発達を支援する環境や理解が必要です。

将来のあるすべてのこどもたちが、成長期を健やかに過ごしながらい、ライフステージに応じた変化を経験しながら、幸せ（ウェルビーイング）に成長していくための基礎を形成できるよう、こどもたちの育成に努めます。

○基本目標3：若者の自立と社会参加を推進する

若者が自己肯定感を持ち、主体的な生活を送っていくためには、若者が抱える多様な悩みや困難を受け止め、自分自身の希望や想いを尊重し、健康な日常生活や就労などで、それぞれに必要な支援をしていくことが求められています。

すべての若者が、心理的・社会的に発達し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、就労支援をはじめ様々な支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。

○基本目標4：困難を抱えるこども・若者・子育て世帯を支える地域の取り組みを推進する

困難を抱えるこども・若者・子育て世帯は、本人たちだけでは対処が困難な課題を抱え、支援を必要としています。それぞれの状況やニーズに応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこども・若者・子育て世帯が、置かれた環境にかかわらず、希望を持ってすこやかに育つことができるよう取り組みが必要です。

困難を抱えるこども・若者・子育て世帯が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時においても途切れることのないように支援します。



子育てに困難を感じる家庭や子ども・若者自身のSOSを早期に把握するため、関係機関との連携のもと、早期発見に努めます。また、こどもの養育に困難のある家庭に対して養育のサポートを行います。

○基本目標5：子ども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

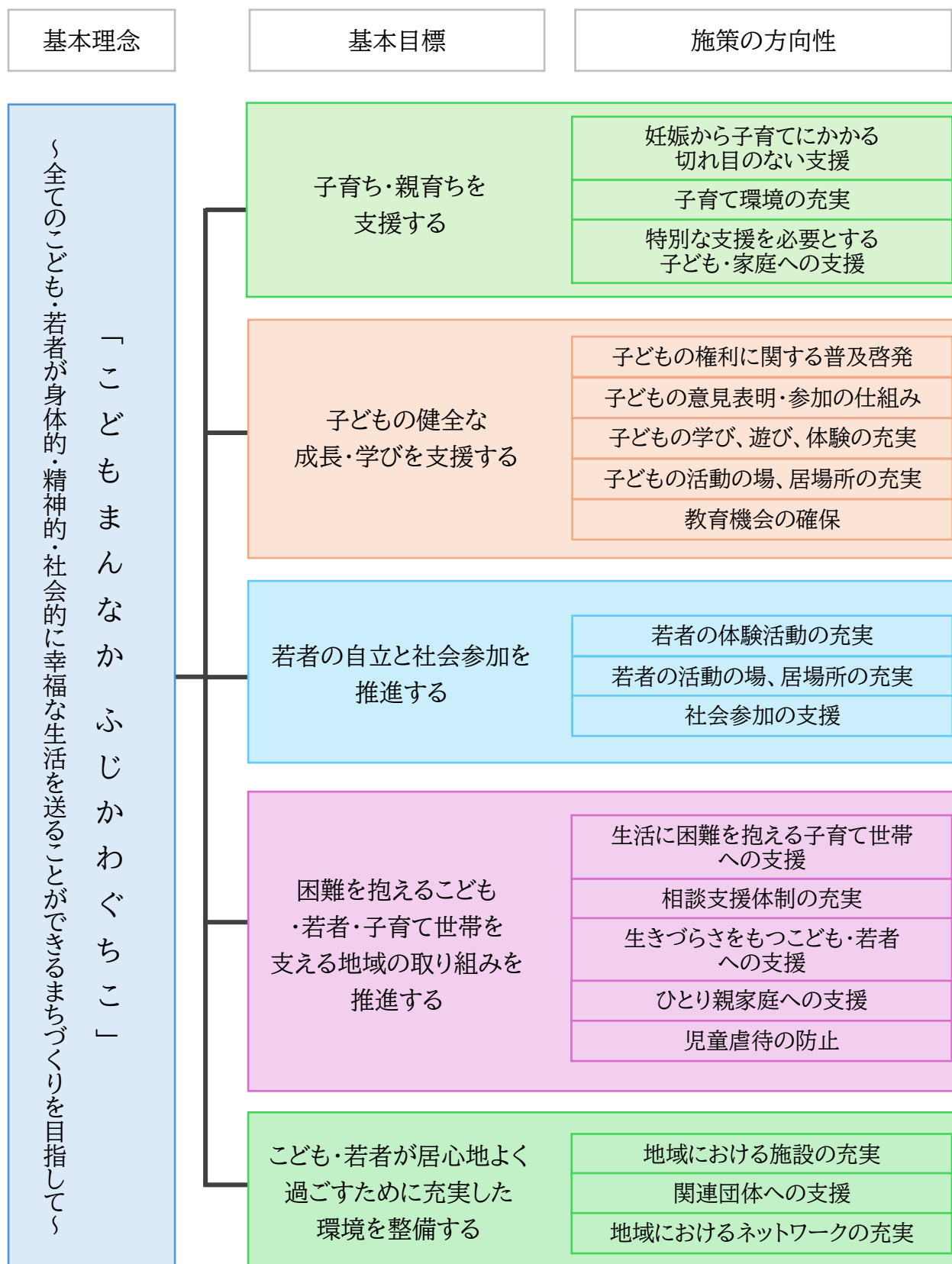
すべての子ども・若者が、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利が守られる仕組みが必要です。

また、すべての子ども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、すこやかな成長を支えます。

子ども・若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めるとともに、子ども・若者の意見表明の機会を町全体で取り組みます。



3 計画の体系





4 進捗を測る指標（成果指標）

本計画の基本理念、基本目標の達成に向け、目標を設定します。設定する目標は、令和6年度に実施したこども・若者・子育て世帯向けのアンケート結果から設定します。

成果指標		現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1	結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援が実現されていると思う人の割合 (未就園児童・就園児童・就学児童保護者)※アンケートで8点～10点評価を参考	35.3%	50.0%
2	子育てがしやすいと思う人の割合(未就園児童・就園児童・就学児童保護者) ※アンケートで8点～10点評価を参考	50.2%	70.0%
3	子どもの権利を知っている人の割合 (就学児童保護者)	43.8%	50.0%
4	今の自分が好きだと思う人の割合 (小・中・高・若者)	26.4%	50.0%
5	自分には自分らしさというものがあると思う人の割合(小・中・高・若者)	47.1%	50.0%
6	子育てについて気軽に相談できる相手がいる人の割合(未就園児童・就学児童・就学児童保護者)	92.3%	現状維持
7	生きづらさを感じることがある人の割合 (若者)	53.6%	50.0%
8	不安や悩みについて、気軽に相談できる人がある人の割合(若者)	91.5%	現状維持
9	ヤングケアラーという言葉を知っている人もあり 意味も知っている人の割合 (就学児童保護者)	81.8%	90.0%
10	住んでいる地域の生活のしやすさについて、 不便や不満を感じていない人の割合 (小・中・高・若者)	32.7%	50.0%
11	住んでいる地域は、やりたいこと(勉強、習い事、体験など)が十分に実現できる環境になっていると思う人の割合(小・中・若者)	40.5%	50.0%



12	将来もこの町で過ごしたいと思う人の割合 (中・高・若者)	32.0%	50.0%
----	---------------------------------	-------	-------

※目標値については、国の基準を参考にするなど、現状が50%未満は50.0%、50%～70%未満は70.0%、70%～90%未満は90.0%等で設定しています



第6章 施策の展開

1 基本目標1 子育て・親育ちを支援する

(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援体制を整備します。

妊娠、出産、子育てに関わる関係機関が連携することで、切れ目のない支援につながり、保健・医療・福祉の連携の強化を図ることで、母子保健・子育ての施策を推進します。

また、子どもと家族とが地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(2) 子育て環境の充実

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。

また、子どもたちが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協力しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策、防災対策に努めていきます。行政、学校、地域等、関係機関との連携・協力の強化を図るとともに、防犯・防災・交通安全教育に取り組みを推進します。

(3) 特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援

特別な支援を必要とする子どもや家庭を支援するため、早期発見し、情報共有をはかるため、関係機関との連携・協力を推進します。

また、すべての子どもたちが、心豊かに学ぶことができ、家庭も健やかに生活できる環境づくりを目指し、子どもを地域社会全体で育み、家庭への支援ができるまちを目指します。

(4) 町による計画・実施の事業・施策

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
就学前の教育・保育の充実 (保育認定)	保護者が就労等により家庭で保育を受けることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。	子育て支援課
就学前の教育・保育の充実 (教育認定)	学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。	子育て支援課



施設等利用給付事業	施設等利用給付認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料を給付し、子育て世帯の負担軽減や、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。	子育て支援課
教育・保育ニーズを満たす施設の整備	子どもの成長に応じた、幼児教育及び保育の環境を整えます。また、保育の質の向上のため、保育士等の確保、育成、定着促進、職場環境の改善等に努めます。	子育て支援課
教育・保育環境の充実	保育所等において、教育・保育環境の維持・向上を図るため、必要な設備の更新や改修等を行います。	子育て支援課
障がい、医療的ケア等支援	障がいや、発達に特性のある子ども、若者、医療的ケアの必要な子ども・若者について、地域社会への参加、包容(インクルージョン)を推進し、健全な発達、将来の自立や社会参加のため、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。	子育て支援課 福祉推進課
保育所等 ICT 環境の整備	ICTシステムを導入することで、保育士の業務負担を軽減し、さらに子どもに向き合う時間を増やし、より質の高い保育を提供します。	子育て支援課
休日保育事業	日曜日・祝祭日に保護者の就労等により、児童が保育を必要とする場合、保育所で児童を預かります。	子育て支援課
預かり保育事業の充実	幼稚園で通常教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。地域の幅広いニーズに対応するため、実施施設や預かり人数の確保に努めます。	子育て支援課
つどいの広場事業 (地域子育て支援拠点事業)	子育て負担感の緩和や仲間づくりのため、常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場や、気軽に育児相談ができる場を提供します。また、利用者の増加を目指します。	子育て支援課



ちょこっと保育	保育所等を利用していない家庭で、日常生活上の突発的な事情若しくは社会参加等により一時的に家庭での保育が困難となる場合、児童を一時的に預かる事業を実施することで、良質な成育環境を整備し、集団生活の機会を通じた子どもの育ちを応援します。	子育て支援課
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。	子育て支援課
一時預かり事業の充実	保護者の急な用事等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園等で一時的に預かる取組を促進します。地域の幅広いニーズに対応するため、実施施設の確保に努めます。	子育て支援課
病児・病後児保育事業の推進	病気および病気回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合、病児保育室で保育を行います。また、保育中に体調不良となった場合でも、安全な体制を確保することで、児童に対して保健的な対応を行える体制の推進に努めます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	子どもを時々預かってほしい方(おねがい会員)と、時々子育ての手伝いができる方(まかせて会員)が会員となり、地域の子育てを支えあう会員組織として運営しています。 今後も、利用しやすいの向上を図るとともに、まかせて会員の支援等受入体制の整備に努めます。	子育て支援課
すくすく子育て応援！LINE (アプリ等を活用した情報発信)	主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、町の子育て支援事業や町内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。	子育て支援課
おうち子育て応援事業	切れ目のない相談体制の提供と家庭での育児を応援し、親子の愛着形成や子どもの健やかな成長に資することを目的とし、応援金を支給しています。	子育て支援課



妊婦、乳児及び産婦健康診査事業	健康診査に係る費用を助成することにより妊婦等の経済的負担を軽減し、妊婦、乳児(1か月)及び産婦の健康管理に必要な健康診査を、確実に実施します。 妊婦 14 回(多胎妊娠妊婦 18 回)、乳児(1か月) 1回、産婦2回まで助成します。	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚に関する異常の早期発見、及び早期療育に必要な支援体制を整備するため、検査に係る費用の一部を助成しています。 平成 29 年度に助成金の額を 3,000 円から 7,000 円に引き上げました。	子育て支援課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。 認定こども園の教育利用の子どもについて、特別な支援が必要な子どもを受け入れる際には、国の制度に基づき助成をしています。	子育て支援課
妊婦のための支援給付・妊婦等包括支援事業	妊婦の認定(妊娠届出時等)の後に5万円、妊娠している子どもの人数等の届出(新生児訪問時等)の後に5万円を支給し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 また、妊娠期から妊婦とその配偶者等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談、情報提供を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	子育て支援課
子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供	0歳から6歳までの親子を対象に、子どもの発達段階に応じた教室を月5～6回、主に5教室を中心に開催しています。子どものよりよい成長につながり、子育てを楽しみと思える機会となるよう実施しています。また、ボランティア養成講座修了者からのアイデアや、経験を生かしたイベントの開催を充実させ、今後も参加者からのニーズの把握に努めながら実施していきます。	生涯学習課



障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療の推進	妊婦相談時には、早産や低出生体重児の出産の予防推進のために、禁煙の指導や栄養指導、生活指導等を行っています。出産後の先天性の障がいについては、出産医療機関と密接に連携し、母子ともに継続支援を行います。乳幼児健康診査においては、早期発見を図り、専門の医療機関に受診するよう「精密健康診査受診票」を発行し受診を勧めています。 また、就園支援で保育所との連携、就学支援等を通じて学校との連携を行い、子どもの集団生活の場への支援も行っています。 今後も、問題をかかえる家庭へのきめ細やかな支援や相談を行っています。	子育て支援課
保育士の資質向上による保育支援の推進	町内保育所等において、保育士現任教育事業として、支援リーダーを中心とした支援リーダー研修会や全体研修会を行っています。今後もさらなる充実を図ります。	子育て支援課
外国につながる幼児への支援・配慮に係る体制の構築	外国人在住者の幼児の保育所・認定こども園等への受け入れについて、関係者で情報共有に努めるとともに、事業者や保育士等に対して、外国語対応の支援や配慮等に関する研修の実施や補助事業の活用など、必要に応じて検討・実施します。	子育て支援課
育児休業取得等の意識啓発	男性がより多く育児に参加できるように、育児休業の取得についての理解を深め、意識改革のきっかけとなるよう、育児休業の取得等について町広報への掲載、両親学級等での啓発活動を行っています。	子育て支援課 政策企画課
両親学級 (ウェルカムベビー講座)	夫婦で妊娠中や産後のイメージを持ち、妊娠中の体と心の変化を男性が理解することで、積極的に育児に参加することができるよう講座を開催しています(年4回)。夫婦で着替えやオムツ交換の体験、男性の妊婦体験、沐浴学習などが組み込まれています。	子育て支援課
子育てに関する教育機会の充実	「つどいの広場」内で家族のためのリフレッシュタイムを提供し、親育の支援を行います。親も子も尊重されるための、身近な教育の場をめざしていきます。	子育て支援課 生涯学習課



産後ケア事業の充実	■産前産後ケアセンター「ママの里」(宿泊型) 産前産後のリフレッシュや不安の軽減、育児手技習得などを目的に利用できる母子宿泊型の支援です。「ママの里」に委託しています(笛吹市)。 産後4か月までの子どもとその母親が利用できます。 ■産後ケア事業「産後ケアスペースここふわ(通所個別型)」 母親の身体的回復及び心理的な安定(休息)、適切な授乳が実施できるためのケア、育児に関する相談などを行っています。町の助産師が対応し、母親が横になって休息をとれるようベッドも完備しています。産後1年以内の母親とその子どもが利用できます。 ■産後ケア事業「助産師相談」(訪問型) 町で委託している助産師がご自宅へ訪問し、乳房ケアや授乳相談、育児の相談やアドバイス、子どもの発育発達の確認などを行います。 ■いやしの時間 妊娠・出産によるホルモンバランスの乱れや育児疲れなどにより、心身ともに不安定な時期に、母親が少しでもリフレッシュできるよう、育児学級(2か月時)と4か月児健診の当日にアロマオイルを使用したハンドマッサージの時間を提供しています。	子育て支援課
小児医療の充実・確保	町内の小児科医が町の乳幼児健康診査の医師として依頼が可能となったことで、医療の必要な児に対してスムーズな受診が行えるようになりました。また、地域においても担当保健師や栄養士等による家族へのフォローを医師と連携をとりながら実施しています。 今後も地域で発症している感染症に対しての予防対策やこども医療費助成金支給事業に伴い、緊急性のない受診が多いなどの小児医療の課題を医師と連携をとりながら解決し、小児の健康の保持増進と安心した生活の確保に努めていきます。	子育て支援課



小児救急医療提供体制の整備	平成 17 年3月から、県と市町村が共同して運営する全県的な「小児救急医療体制」がスタートし、平成 20 年 10 月に「富士・東部小児初期救急医療センター」が設置されました。 二次救急病院と連携し、更なる体制の充実を図ります。	子育て支援課
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれた乳児に対し、指定の養育医療機関で入院治療を受けた際の医療費と入院時食事療養費の自己負担額を助成しています。	子育て支援課
男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発	両親学級や学校、保育所等で講演会等を中心とした啓発活動を通じて男女共同参画計画「ふじサンサンプラン」の推進を図っていきます。	政策企画課 子育て支援課 学校教育課
ふじかわぐち子育て応援事業	子育て世帯に係る経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とし、保育料を無料化(年度当初において満3歳未満にある児童)します。	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化(国制度)	3～5歳の保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0～2歳については住民税非課税世帯を対象として無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。	子育て支援課
保育所等給食費の無償化	安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するため町独自の制度により、保育所等の給食費の無償化を通じて子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。	子育て支援課
乳幼児用おむつ用品購入費に係る助成金支給事業	乳幼児の成育に必要なおむつ等の購入費の一部を助成することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、子供どもの健やかな成長と子育て支援を図ります。	子育て支援課



2 基本目標2 子どもの健全な成長・学びを支援する

(1) 子どもの権利に関する普及啓発

子どもの権利は、こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認め、成長過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利を定めています。

こどもたちが生まれながらもっている、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、さまざまな権利に関する普及啓発に努めます。

(2) 子どもの意見表明・参加の仕組み

こどもの意見表明・参加により、様々な取組や事業が進展するような社会に広がっていくことが子どもの権利保障の推進にとって必要であり、そのために、こどもの意見表明・参加の仕組づくりや条件整備が求められています。また、こどもの主体形成を支えるおとなの存在が重要であり、こどもの活動を支えるサポーター等の支え手の支援を推進します。

こどもの意見の尊重を実現するために、こどもからの意見を拾い上げるため、子ども会議やこどもを対象としたワークショップの開催、定期的なアンケート調査を実施し、こどもの意見の反映に取り組みます。

また、こどもの相談・救済活動にこどもたちの意見表明や参加の視点を取り入れる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 子どもの学び、遊び、体験の充実

放課後や休日などでこどもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し、健全な育成を図ります。

また、自宅で過ごすこどもや自宅で過ごすことを希望する保護者のために、放課後児童クラブ以外の地域のこどもたちの多様なニーズへの対応に取り組みます。

こどもが安心して学ぶことのできる場として放課後児童クラブ、放課後子ども教室を整備し、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場づくりを積極的に推進します。

(4) 子どもの活動の場、居場所の充実

多様な遊びや体験は、こどもの健やかな成長につながり、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力など様々な能力やコミュニケーション力を養う機会をもつことができます。



こどもが気軽に遊び・活動する場所を確保するとともに、多様な体験の充実を図ります。

また、放課後児童クラブの充実を図り、保護者が仕事等で家庭にいないこどもが、放課後を安全・安心に過ごし、様々な体験・活動を行うことができるように取り組みます。

（５）教育機会の確保

こどもたち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすきめ細かい教育を提供します。また、すべてのこどもの学びを確保するため、家庭、地域及び関係機関と連携し、教育環境の整備・充実に努めます。



(6) 町による計画・実施の事業・施策

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童(放課後児童)に対し、授業の終了後や長期休業日に専用の施設や小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
教員の資質向上による教育的支援の推進	教育センターの体制を維持しながら、教職員の研修の充実や教育相談の向上を目指していきます。	学校教育課
乳幼児健康診査の充実	■乳児健康診査 町では、健全な発育発達を目指すために、4・7・10か月児を対象に乳児健康診査を実施しています。小児科医師による診察のほか、発育に沿った育児相談・離乳食指導等も行っています。 ■幼児健康診査 1歳7か月になる月に1歳6か月児健診、3歳6か月になる月に3歳児健診を実施しています。乳児期における身体発育及び精神発達の面で総合的診査をし、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、言葉の発達、情緒、その他育児に関する指導を行っています。 10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診では、子どもたちの発達促進、親子のスキンシップを図るため本の読み聞かせや絵本のプレゼントをしています。今後も専門スタッフによる遊びの紹介や子どもへの関わり方などの講話を取り入れ、待ち時間の効果的な活用を引き続き検討していきます。	子育て支援課
母子・子育てに関する教育機会の充実	1歳6か月～4歳未満児及び保護者を対象に、「おひさま広場」及び「かんがる～教室」を開催しています。様々な遊びを通して親子が楽しく過ごすことにより、子どもの発達を促します。 また、必要に応じて、育児相談を受け付け、定期的に発達相談もしています。	子育て支援課 生涯学習課
教育支援連携協議会の設置	教育的支援を必要とする児童・生徒の適切な実態把握並びにより望ましい学びや生活のあり方を実現するため、関係機関と連携を図り、教員の専門及び適切な支援体制を図ります。	学校教育課



子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	小学校4年生までは25人学級を実施しています。令和7年度以降は5年生へと段階的に25人学級が実施され、教員が不足する学校については、教員を加配して少人数授業に取り組んでいます。 今後も現体制を継続し、きめ細かな指導の充実を図っていきます。	学校教育課
地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進	様々な技術や経験のある地域の方を指導者として迎え、地域や学校で活動を行っています。そのことにより、子どもたちへ多様な学習機会を提供するだけでなく、指導者にとっても生涯をより充実して過ごす機会を創出し、生涯学習の推進を図っていきます。	生涯学習課
教育活動・教育環境・子育て支援の充実	「つどいの広場」等において、子育て方法や講座、ミニ講話による教育活動を実施するとともに、情報提供、相談の場としての機能を充実させていきます。 また、家庭相談窓口の周知を図り、ささいなことでも気軽に相談しやすい体制づくりをさらに進めていきます。	子育て支援課



3 基本目標3 若者の自立と社会参加を推進する

(1) 若者の体験活動の充実

文部科学省の調査では、以下の傾向が示されています。

- 自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感が高くなり、道徳観・正義感があるという傾向が見られます。
- 生活体験（刃物を使った調理、公共の場所のゴミ拾いなど）を多く行った者ほど、自己肯定感が高くなり、道徳観・正義感があるという傾向が見られます。
- 自然の中での遊びを多く行った者ほど、コミュニケーションスキル、礼儀・マナー、健康管理スキル、課題解決スキルがあるという傾向が見られます。

若者の様々な体験の機会をつくることは、社会教育の重要な役割です。本町では、若者が体験や活動できる機会の創造・提供を推進し、また、地域における活動機会の取り組みを支援します。

(2) 若者の活動の場、居場所の充実

若者が、希望をもち、活動できるための場や自分らしくいられる場の創造や若者自身が参加できる場の提供を推進します。

幸福感をもち、若者が自主的に多様な活動に取り組むとともに、活動を通じて交流を深める場づくりを支援します。

(3) 社会参加の支援

「ハローワーク富士吉田」や「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」にて、就業相談やキャリアカウンセリング、地元企業と就労希望者のマッチング等、様々な方法で若者の就労を支援します。また、働いたことのない若者や若年無業者が一步を踏み出すための支援など、若者の社会的・職業的自立の支援に取り組みます。



(4) 町による計画・実施の事業・施策

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進	子ども未来創造館における様々な事業を通じて、乳幼児から大学生までが自由に活動する機会を提供し、安全な居場所となるように努めています。 今後も、子どもの居場所や子育て支援拠点、住民どうしの交流の場として多くの方による利用の拡大を図っていきます。	生涯学習課
地域の人材を活用した取組の推進	地域の住民の方々が、これまでの培った教養を生かし、将来を担う子どもたちの支援者として、ともに体験し学習することを目的としたボランティア養成講座を開催し、事業の拡充に努めています。	生涯学習課
子育てネットワークの形成	各地区の公民館等を利用しながら子育て支援のネットワーク化を目指します。また、子育て学習の参加者を主体的な学習グループへと育成するための支援を行っていきます。	生涯学習課
自然体験活動・体験活動の機会の充実	町の自然豊かな環境を活かし自然観察教室等の体験活動を実施しています。また、子ども未来創造館では、異年齢交流のなかで、季節ごとの特色ある行事体験やものづくり体験等を実施しています。今後は、NPO法人や民間団体等とも連携・協力を通して、活動機会の充実を図っていきます。	生涯学習課
青少年非行や不登校に対応するための関係機関のネットワークづくり	「青少年育成富士河口湖町民会議」や町教育センターとの連携体制をとって活動しています。 児童相談所、学校、教育事務所等、青少年に関わる機関と連携し、青少年支援対策の強化に努めています。	生涯学習課
子育てに関連した様々な活動への学校の教職員の自主的参加の促進	自然観察教室で理科サークルの先生方に活躍していただいています。今後も啓発を行い、より多くの参加を促していきます。	生涯学習課
信頼される学校づくりの推進	各学校では、学校開放日等を設け、地域に開放しています。また、外部評価も実施し、より信頼される学校を目指しています。今後も、より信頼される学校づくりに取り組んでいきます。	学校教育課
より望ましい就学に向けた体制の強化	平成30年度より就学相談員を配置し、より望ましい就学に向けて保育所、学校等関係機関と連携し就学前、就学中の児童生徒の適切な就学支援に努めています。	学校教育課



性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	中学校では、3校で性教育を実施しており、性感染症に関する教育は全校で実施しています。また、全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の性の悩み等も個別に相談できるようになっています。 今後は、学校と連携し、課題に対する取組を検討していきます。また、近年の妊娠・中絶・性交の低年齢化の問題や子宮がん予防接種実施に対応するため、小学校高学年への身体のしくみと病気の知識の普及やプレコンセプションケアの普及について学校と連携し、取組を検討していきます。	子育て支援課
喫煙や薬物等に関する教育の推進	中学校では、全校で禁煙教育・飲酒教育を実施しています。また、薬物乱用防止教育は、3校が実施しています。 平成18年度からの健康のまちづくり事業では、中学校、保健所との共催で毎年1校を選定し、禁煙教室を実施しています。中学生での喫煙もみられることから、今後は、小学校での禁煙教育を視野に入れ、小学校と連携した取組を行っていきます。 また、対象者を絞った教室だけでなく、地域全体、世帯全体に向けた禁煙・防煙教育を推進していきます。	子育て支援課
性や暴力等を内容とする雑誌、ビデオ等の販売等に対する自主的措置の働きかけ	山梨県の「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」に基づき、山梨県教育委員会青少年担当と連携・協力しながら対応しています。 今後も、さらに啓発活動等を推進し、周知に努めていきます。	生涯学習課



4 基本目標4 困難を抱えるこども・若者・子育て世帯を支える地域の取組を推進する

(1) 生活に困難を抱える子育て世帯への支援

こどもの養育に支援が必要な子育て世帯に対し、「子育て世帯訪問支援事業」や「養育支援訪問事業」の充実を図り、家庭での養育をサポートします。

子育てに多様な困難を抱える家庭と支援の利用しやすさや近づきやすさをサポートすることで、子育て世帯の多様なニーズに応じて社会資源や有機的な繋がりでの支援の仕組みを推進します。

(2) 相談支援体制の充実

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、重層的支援のための支援を推進し、関係機関との連携・協力のもと、早期発見・把握を図り、適切な支援につなげます。

(3) 生きづらさをもつこども・若者への支援

不登校、ひきこもりといった社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関との連携・協力をはじめ、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

また、様々な媒体等を用いて情報発信を図るとともに、健康や進路、仕事、人間関係等の悩みに対する相談体制の充実や、いじめ問題の早期発見・早期対応、未然防止の取組等の強化を進めます。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援などの総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度を周知します。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を行うとともに、県と連携しながら、就業に向けた支援を推進します。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう、支援を強化していきます。



（５）児童虐待の防止

こども家庭センターを中心に、児童相談体制の充実強化を図るとともに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見のためのネットワークづくりを推進します。

また、育児について不安や負担感を抱える妊産婦・保護者が、安心して育児ができるよう、居宅訪問や個別相談などを行います。

今後も、社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿の確保・充実を進めます。

（６）町による計画・実施の事業・施策

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な保護者に対し、費用の給付を実施し、保護者の実費負担の軽減を行っています。	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活安定と自立の促進を目的として、ひとり親家庭へ児童扶養手当の支給を行っています。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター助成金制度	ひとり親家庭等の「おねがい会員」に対し助成金を支給しています。 ひとり親家庭等がファミリー・サポートを利用しやすくなることで、就業の支援や育児負担の軽減を目指しています。また、「まかせて会員」に対しても助成金を支給しています。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の養育者及び児童が、医療機関にかかったときの保険給付の対象となる医療費の自己負担分を助成します。窓口無料化を実施し、養育者の負担を軽減しました。 今後も、医療機関の適正な受診についても周知を図っていきます。	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	20歳未満の子どもを抱えているひとり親家庭の方や、子どもが20歳以上になって、母子福祉資金が借りられなくなった寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子を対象に各種資金の貸し付けを行っています。	子育て支援課



母親の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制の充実	児童福祉係に開設された家庭相談窓口において、電話・面接等での相談に対応しています。 そのほか、「つどいの広場」等の事業においても、子育て相談を行い、気軽に相談できる環境づくりに努めています。	子育て支援課
児童虐待防止ネットワークの強化「要保護児童対策地域協議会」	年度計画に沿って、各会議（代表者・実務者・個別支援・事務局等）を実施し、関係機関との連携を深めるなかで、家庭支援及び予防への取組の強化を図っています。 要保護児童対策地域協議会においては、関係機関との要支援家庭の情報共有や個別の検討を行い、育児困難家庭や虐待などの早期発見に努め支援します。 虐待防止ネットワークを通じた情報の共有と虐待の未然防止に向けて協議会の機能をさらに強化していきます。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業 養育支援訪問	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な養育に関する指導、助言等を訪問にて実施することにより、当該家庭の適切な養育環境を確保し、虐待予防に努めます。	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
発達相談の体制の強化	幼児健診（1歳6か月・3歳）の2次相談として、発達の確認・助言指導・専門機関の紹介・就学支援等を実施しています。また、関係機関（教育委員会・学校）との連携による支援を強化しています。	子育て支援課
行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築	貧困状況にある子どもとその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう県等関係機関との連携体制を整備していきます。	子育て支援課 福祉推進課 学校教育課



母子に関する相談事業の充実	妊婦相談・栄養相談は、原則毎週月曜日、母子健康手帳の交付時に行っています。 育児相談は、電話、訪問、育児学級、乳幼児健診等で相談を受け付けています。相談内容により保健師・栄養士が対応し、個別の訪問や、健診の受診等の勧奨をしています。 相談は、月数回開催しており、心理相談員と保健師が相談に応じています。相談後も必要に応じて継続して対応しています。 その他、役場窓口・子ども未来創造館などでも、窓口開設時間中は子どもの年代を問わず、相談受付を行っています。	子育て支援課
教育センターの活用	平成17年4月に町教育センターを設置し、センター長、町単独採用教諭、教育相談員を配置し、各種教育相談、不登校対策、理科・社会科副読本の作成、教職員の研修等を行っています。今後も、教育センターの体制を維持しながら、教職員の研修の充実や教育相談の向上を図っていきます。	学校教育課
地域における相談体制の充実	主に子ども未来創造館利用者の受容と傾聴を大切にし、子どもが中心となる相談体制を築いていきます。 町教育センター、学校、家庭と連携し継続できる相談体制の一層の充実を図っていきます。	生涯学習課
児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、高校生年代までの児童を養育する家庭について児童手当を支給します。	子育て支援課
良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援	町の積極的な住環境の整備により、民間の賃貸住宅には単身者からファミリー向けまで多くの入居者が生活しています。 平成18年度には、町営大嵐団地(30戸)を建設し、町営住宅管理条例に基づき適正な管理運用を行っています。 今後は既存の町営住宅のリフォーム等を行い、良質な住宅を提供していきます。	都市整備課
公営賃貸住宅における多子世帯の優先入居の推進	現状の公営住宅制度は住宅困窮者を最優先としていますが、今後、町営住宅条例を運用していくなかで、多子世帯への優先入居を推進していきます。	都市整備課



5 基本目標5 こども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

(1) 地域における施設の充実

こどもが、安全・安心にのびのびと過ごすことができる環境の整備や、地域にある多様な居場所、保育所・児童館や図書館などの児童福祉施設・社会教育施設などについて、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

(2) 関連団体への支援

こども・妊産婦等の専門的な相談対応や調査・訪問等と継続的なソーシャルワーク業務を担い、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会との連携を推進します。

こどもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体等への支援に取り組みます。

(3) 地域におけるネットワークの充実

本町では、子育て世帯が身近なところで相談・交流できるよう、地域の子育て支援施設等の充実をはかります。また、地域自らが社会的な課題に取り組み、解決できるよう、地域活動を支援します。地域における多様な子育て支援活動の推進を図るため、人材の育成や団体の活動を支援します。

(4) 町による計画・実施の事業・施策

事業・施策名	事業・施策の概要	担当課
公民館を活用した取組の推進	中央公民館を中心に28か所の公民館と、8か所の公民館類似施設があります。それぞれの施設では、各地域の特色ある催しや行事が行われており、今後、さらに育成会や子どもクラブとの協働による開催を推進していきます。	生涯学習課
子ども未来創造館を中核施設にした相談体制の整備や子育てサークル活動への支援	ボランティア養成講座修了者により、子ども未来創造館で様々なイベント活動が実施されており、今後、より参加者のニーズに合わせた、参加者とともに作り上げるイベントを展開していきます。 また、講師の紹介、相談等、子育てサークルへの支援を今後も継続して実施していきます。	生涯学習課



男女共同参画推進計画の推進	「富士河口湖町男女共同参画推進条例」を平成23年3月に制定し、また、富士河口湖町男女共同参画計画「ふじサンサンプラン」に基づき、男女共同参画推進委員会を中心に推進活動を進めていきます。	政策企画課
働き方の見直し等について、意識改革を推進するための、広報・啓発、研修等	地域、家庭、職場、学校・社会それぞれの場において、ワーク・ライフ・バランスを取り入れた実践的な活動を通して推進を図っていきます。 広報等によるPR活動等さらなる啓発に努めていきます。	政策企画課
総合型地域スポーツクラブ事業	平成22年2月より「クラブ富士山」として設立し、スポーツを通じて健全な心身の育成を図っています。	生涯学習課
外部の人材の協力による学校の活性化	各校5～10人の外部指導者が活動しています。 また、「総合的な学習の時間」等での地域住民の協力によるボランティア活動をさらに推進していきます。	学校教育課
運動部活動への外部指導者の活用	運動部を中心に部活動指導員を配置し専門的な指導を行っています。今後土日の活動を地域クラブ活動へ順次移行していきます。	学校教育課 生涯学習課
文化事業の開催	河口湖ステラシアターや、河口湖円形ホール等で富士山河口湖音楽祭などの演奏会の開催や、ファミリーで楽しむ野外映画会の開催を通じて、夏休みを中心に子どもに良質な文化芸術にふれさせることで、感性を育む機会を設けます。 また、今後も世界的な音楽文化都市ウィーンを中心とした海外等から一流の演奏家を招き、学校などでもミニ演奏会も開催していきます。	文化振興局
教員一人ひとりの能力に応じた適正な評価、配置、処遇、研修の充実	評価、配置、処遇については県教育委員会と地区教育委員会が情報交換をしながら、県教育委員会で決定しています。今後は、地区教育委員会の意見を今以上に取り入れられるよう働きかけていきます。また、評価制度の充実を図りながら、評価結果の活用については県教育委員会と連携を図りながら進めます。	学校教育課



教職員の評価制度の充実	教職員の評価制度は、教科指導、教科外指導、学校事務、学校運営への参画、研修への参加、積極性等の共通項目について、自己評価及び管理職の評価を行っており、今後も評価結果を本人に説明しながら教員の自己啓発に努めていきます。また、評価結果について県教育委員会との連携の中で活用方法の検討を行っていきます。	学校教育課
食育の推進	各種食育教室等において、食の安全・安心に関する最新知識や科学的裏づけのある正しい情報を提供していきます。 また、望ましい食習慣の定着化に今後も継続して努めていきます。	健康増進課
街区公園の整備・充実	現在、都市公園としての街区公園は4か所となっています。身近な公園の拡充のため、児童福祉法により設置された児童遊園との連携を深め、街区公園の整備を推進していきます。	都市整備課
道路、公園、公共施設におけるバリアフリー化の推進	学校施設や都市公園、庁舎においてバリアフリー化を推進しています。今後、新たな要望があった場合にも、直ちに対応できる体制を整えていきます。	都市整備課
公共施設等における乳幼児用設備の設置	各施設管理者において現状を確認、対策を検討の上、乳幼児の利用頻度が高い施設から順次、必要な改修等を行います。	総務課 (施設所管課)
歩道、クランク等の整備の推進	国道や県道及び町道の主要路線についての安全確保のため、歩道の拡幅や設置が必要な地点においては、今後も、計画的な歩道の整備を図っていきます。 通学道路の安全に重点を置いて状況を確認し、整備が必要な地点については、道路改良の計画を検討し、順次整備を進めていきます。	都市整備課
交通の円滑化等の推進	観光地であるため、特に休日の交通量が多く、主要幹線道路の渋滞を招いています。このため、生活道路への進入も見られることから、主要幹線道路の改良(交差点改良、右折レーンの新設等)や、バイパスとなる道路の新設が必要となっています。 今後も継続して対策を検討していきます。	都市整備課



犯罪に関する情報提供の推進	防災無線や広報による情報提供を行っています。 また、各種災害関連情報や防犯に係る情報(不審者情報等)をお知らせするためのメール配信サービスである「富士河口湖町安心安全メール」による情報提供を行っています。今後も継続して実施していきます。	地域防災課
子どもを犯罪等から守るための情報交換の実施	国、県からの情報や地域のなかの情報について「青少年育成富士河口湖町民会議」を中心に、情報交換や意見交換を行います。今後も、円滑な情報交換に努めていきます。	生涯学習課
学校付近や通学路等におけるパトロール活動の推進	地域で子どもを見守る活動とPTA及び地域ボランティアによる防犯パトロールを推進します。 また、青色パトロールカーによる通学路の巡回も実施しており、今後も継続して実施していきます。	地域防災課 生涯学習課
通学路や公園等における防犯設備の整備の推進	防犯灯の設置については、各区・自治会からの設置要望により器材を都市整備課で支給していますが、設置・維持管理については自治会でを行っています。 今後も、各区・自治会と連携を取りながら、通学路や公園での防犯設備の整備を進めていきます。	都市整備課
公園、公衆トイレ等の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進	多目的トイレの整備、トイレ内のベビーシートや小児用小便器の設置、授乳室の配置等、公共構造物のユニバーサルデザインの推進に取り組んでいきます。また、公園施設における照明等犯罪防止に配慮した防犯設備の整備を引き続き推進していきます。	観光課
広報啓発活動の充実	警察署の定期的な広報チラシの配布及び防災無線等による広報を実施しています。今後も関係機関との連携のもと、継続して実施していきます。	地域防災課



第7章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業の取組

本町が、これまで取り組み、これからも取り組む子ども・子育て支援事業は、次のとおりです。

子ども・子育て支援法で規定された、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業、その他事業で取り組んでいる事業です。

認定区分・事業	
教育・保育（幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）	
1号認定（保育の必要性なし・3歳以上のこども）	
2号認定 （保育の必要性あり・3歳以上のこども）	幼児期において学校教育の利用希望が強い家庭（こども）
	上記以外の家庭（こども）
3号認定 （保育の必要性あり・3歳未満のこども）	0歳児
	1歳児
	2歳児
地域子ども・子育て支援事業	
延長保育事業（時間外保育事業）	
放課後児童クラブ	小学1年生
	小学2年生
	小学3年生
	小学4年生
	小学5年生
	小学6年生
子育て短期支援事業（ショートステイ）	
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	
一時預かり等（一時保育事業）	
病児・病後児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
その他事業	
乳児家庭全戸訪問事業	
妊婦健康診査	
養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）	
利用者支援事業	



なお、子ども・子育て支援法の改正により、次の地域子ども・子育て支援事業における新事業を本計画において取り組みます。

認定区分・事業	
地域子ども・子育て支援事業	
	子育て世帯訪問支援事業
	児童育成支援拠点事業
	親子関係形成支援事業
	妊婦等包括相談支援事業
	乳児等通園支援事業
	産後ケア事業



2 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保内容」等

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

① 制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、こども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域のこども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（幼稚園・保育所（園）・認定こども園の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域のこども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育 給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

② 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。



【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下ようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園 (教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所(園)・認定こども園 (保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所(園)・認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

○事由

就労	妊娠・出産
保護者の疾病・障害	同居親族等の介護・看護
災害復旧	求職活動
就学	虐待やDVのおそれがあること
育児休業取得時に、すでに保育を利用していること	
その他市町村が定める事由	等

○保育時間

保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

○優先すべき事項

ひとり親家庭
生活保護世帯
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
こどもが障害を有する場合
育児休業明け



兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
小規模保育事業などの卒園児童
その他市町村が定める事由 等

③ こどものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

○施設型給付

施設型給付の対象事業は、幼稚園、認可保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設となります。

○地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）

（２）幼児教育・保育無償化について

① 幼児教育・保育無償化の概要

令和元年 10 月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべてのこども及び0～2歳までの住民税非課税世帯のこどもについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の費用の無償化が開始されました。



	0～2歳 (非課税世帯)	3～5歳
幼稚園・認定こども園 －教育認定	—	無償
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	—	利用料が月額 25,700 円まで無償
(幼稚園の利用に加えて) 幼稚園の預かり保育	—	保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円まで無償
保育所(園)・認定こども園 －保育認定 地域型保育事業	無償	無償
一時預かり・ファミサポ等※1	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が 42,000 円まで無償	保育の必要性の認定を受けている場合、利用料が 37,000 円まで無償
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	—	保育料1人当たり月額 20,000 円

※1：一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等となります。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

すべてのこどもが健やかに成長するように支援するとともに、こどもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮していくために、こどものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

本町では、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて、保護者が施設・事業を選択するときに役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行うとともに、県と連携を図りながら、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について取り組み、保育の質の確保に努めます。



(3) 子ども・子育て支援事業の確保の方策

① 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

○本町で想定する教育・保育の量の見込み

			令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
1号	3～5歳	教育	36人	36人	36人	36人	36人
2号	3～5歳	保育	522人	503人	474人	458人	463人
3号	0歳	保育	26人	25人	25人	25人	24人
	1歳	保育	89人	99人	97人	99人	97人
	2歳	保育	118人	110人	124人	121人	123人

本町では、人口の推移、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間の教育・保育の量の見込みを算定しています。

② 教育・保育の確保の方策

○教育利用に対する確保策

1号認定(3～5歳)・教育利用に対する確保策

1号	3～5歳	教育	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量			36人	36人	36人	36人	36人
確保策	特定教育	提供量	95人	95人	95人	95人	95人
	保育施設	個所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

働き方改革や幼児教育・保育の無償化から、こどもを預けて働くことを望む保護者が増加し、幼稚園及び認定こども園(幼稚園部)への保育ニーズが減少傾向にあります。

今後、見込み量も減少傾向で推移することが想定されますが、ニーズが増加した場合でも、必要量は十分確保できる見通しです。

なお、施設数は、幼保連携型により保育利用と連携した施設数です。



○保育利用に対する確保策

2号認定(3～5歳)・保育利用に対する確保策

2号	3～5歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			522人	503人	474人	458人	463人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	590人	590人	590人	590人	590人
		個所数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

【提供体制確保の考え方】

働き方改革や幼児教育・保育の無償化から、保護者の就労意識はさらに強くなり、保育ニーズも高まっています。

今後、見込み量は穏やかな減少傾向で推移することが想定されており、ニーズが増加する場合でも、必要量は確保できる見通しです。

なお、一部施設を除き施設数は、幼保連携型により教育利用と連携した施設数です。

3号認定(0歳)・保育利用に対する確保策

3号	0歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			26人	25人	25人	25人	24人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	54人	54人	54人	54人	54人
		個所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

【提供体制確保の考え方】

認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくることが想定されるため、引き続き保育士の確保に努めます。

3号認定(1歳)・保育利用に対する確保策

3号	1歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			89人	99人	97人	99人	97人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	130人	130人	130人	130人	130人
		個所数	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所

【提供体制確保の考え方】

認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくることが想定されるため、引き続き保育士の確保に努めます。



3号認定(2歳)・保育利用に対する確保策

3号	2歳	保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			118人	110人	124人	121人	123人
確保策	特定教育 保育施設	提供量	132人	132人	132人	132人	132人
		個所数	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所

【提供体制確保の考え方】

認定こども園の利用定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

しかし、保育士確保が課題であり、保育士の状況によっては、提供量に影響が出てくることが想定されるため、引き続き保育士の確保に努めます。

○延長保育事業(時間外保育事業)

【事業内容】

保育所(園)・認定こども園利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		450人	450人	450人	450人	450人
確保策	提供量	450人	450人	450人	450人	450人
	個所数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

【提供体制確保の考え方】

町内11か所の保育所(園)・認定こども園で、休園日を除き実施します。



○放課後児童クラブ

【事業内容】

保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中に、小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		593 人	577 人	570 人	568 人	549 人
	小学1年生	151 人	147 人	147 人	150 人	131 人
	小学2年生	150 人	151 人	148 人	148 人	151 人
	小学3年生	119 人	113 人	114 人	111 人	111 人
	小学4年生	80 人	80 人	76 人	77 人	75 人
	小学5年生	57 人	54 人	54 人	51 人	52 人
	小学6年生	36 人	32 人	31 人	31 人	29 人
確保策	提供量	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
	箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

【提供体制確保の考え方】

必要量を確保するため、専用スペース及び放課後児童支援員等の確保、事業の運営にかかる基本的な方針を定め、次のように実施します。

まず、専用スペース確保については、クラブの活動場所への移動における安全確保、また、経済的、効率的な整備に努めるため、小学校施設の活用を基本として確保していきます。

次に、放課後児童支援員等の確保については、安全安心の確保、事業の質を担保することを基本とし、町独自の研修を開催するなどを実施し、放課後児童健全育成事業に従事する者のレベルの向上を図るとともに、資格を取得するための研修への参加を促進するなど、支援員等の確保について支援していきます。



○子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により、家庭において養育が困難となった児童について、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		3人	3人	3人	3人	3人
確保策	提供量	3人	3人	3人	3人	3人
	箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

町内、3か所で実施しており、見込み量の確保に努めています。

また、支援を必要とする保護者が利用できるよう、事業の周知を図ります。

○地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		9,000人	9,000人	10,000人	10,000人	10,000人
確保策	提供量	10,000人	10,000人	11,000人	11,000人	11,000人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

子ども未来創造館で展開しており、必要量を確保しています。

子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談の場としての役割を担っており、子育て世代にとっては必要不可欠な場所になっており、子育て世帯の身近な場所に設置できるよう、多様な主体の参画や、活動を行っている方々と協力・連携を図りながら子育て支援の拠点として、子育ての相談支援を行うとともに、乳幼児及び保護者の交流の場を提供します。



○一時預かり事業（一時保育事業）

【事業内容】

保護者の突発的な都合等により家庭での保育が一時的に困難な乳幼児を対象に、主として昼間、教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

<一時預かり事業>

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		15人	15人	15人	15人	15人
確保策	提供量	15人	15人	15人	15人	15人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

本町では、病気等による緊急時や育児疲れなどのリフレッシュのために家庭において保育を受けることが困難となったお子さんを、認定こども園ドリームツリーにおいて、一時的にお預かりしています。引き続き利用動向を注視しながら、供給体制を確保していきます。

また、周辺自治体の幼稚園等へ通われているお子さんについては、周辺自治体との連携を図りながら、供給体制の確保を図ります。

○病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを医療機関や保育所等の付設の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		260人	280人	300人	320人	340人
確保策	提供量	300人	300人	320人	350人	350人

【提供体制確保の考え方】

本町では、県が実施する施策との連携を図るとともに、これまで通り県内全域で病児保育の広域利用について、子育て支援を展開していきます。



○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をする事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		420人	440人	460人	480人	510人
確保策	提供量	420人	440人	460人	480人	510人
	箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

子育てにおいて不定期的な利用希望が一定数あることから、本町では引き続き利用動向を注視しながら、毎年度会員の募集を図り、供給体制を確保していきます。

③ その他事業

○乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		201人	196人	196人	196人	196人
確保策	提供量	215人	215人	215人	215人	215人

【提供体制確保の考え方】

乳児家庭の心身状況や育児環境を把握し、事業内容の充実を図りながら、適切な情報を提供できる体制を整え、現行体制で継続実施していきます。



○妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		2,800人回	2,800人回	2,800人回	2,800人回	2,800人回
確保策	実施場所	委託医療機関				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査 ・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	妊娠23週まで（4週間に1回） 妊娠24週～35週（2週間に1回） 妊娠36週～出産まで（週に1回）				

【提供体制確保の考え方】

すべての妊婦が安心して出産を迎えることができるよう、医療機関に加え、助産所と委託契約するなど事業内容の充実を図りながら、妊婦の健康維持のために必要な健康診査を実施します。

○養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		5人	5人	5人	5人	5人
確保策	提供量	10人	10人	10人	10人	10人

【提供体制確保の考え方】

事業内容の充実を図りながら、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、利用者支援事業等の事業と連携して、早期からの切れ目ない支援に努めます。



○利用者支援事業

【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保策	提供量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制確保の考え方】

保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付け子育て支援の充実を図っています。

本町では、「子ども未来創造館」「富士河口湖町地域包括支援センター」にて、保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付け子育て支援の充実を図っています。今後も、事業内容の充実を図りながら、母子保健事業等事業や関係機関等と連携し、子育て支援に努めていきます。

(4) 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み

○子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

相談支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聞きながら、家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		3人	3人	3人	3人	3人
確保策	提供量	3人	3人	3人	3人	3人

【提供体制確保の考え方】

事業内容の充実を図りながら、保健師など関係職員を増員し、体制を整えてまいります。



○児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、虐待防止等、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【提供体制確保の考え方】

本町では、現在、当該事業は実施していませんが、必要に応じて、体制の整備に向けて検討していきます。

○親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言や、その他の必要な支援を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を支援します。

【提供体制確保の考え方】

本町では、現在、当該事業は実施していませんが、必要に応じて、体制の整備に向けて検討していきます。

○妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

【提供体制確保の考え方】

本町では、現在、当該事業は実施していませんが、必要に応じて、体制の整備に向けて検討していきます。

○乳児等通園支援事業

【事業内容】

保護者の就労状況や理由にかかわらず、未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。なお、こども誰でも通園制度ともいい、令和8年度から開始予定の事業です。

【提供体制確保の考え方】

本町では、現在、当該事業は実施していませんが、必要に応じて、体制の整備に向けて検討していきます。



○産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込み量		30人	30人	30人	30人	30人
確保策	提供量	40人	40人	40人	40人	40人

【提供体制確保の考え方】

本町では、産前産後ケアセンターに業務を委託しており、今後も、業務委託先と連携しながら、支援の充実に努めていきます。



3 支援事業

(1) 幼児教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、地理的な条件や人口、交通事情や社会的な条件、保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込み量やその確保策を「幼児教育・保育提供区域」ごとに制定します。

(2) 本町における区域設定の考え方

区域設定にあたっては、第2期子ども・子育て支援事業計画から引き続き、全サービスについて、町内を1区域として取り扱うものとして事業量の調整を図ります。

幼児教育・保育提供区域設定 = 『富士河口湖町域全体』

○幼児教育・保育の質の向上に向けた取組

幼児教育・保育の質の向上に向けて、以下の取組を推進していきます。

○保育士等への研修支援

幼稚園教諭、保育士、保育教諭が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、研修会開催などへの支援を行います。

○保育士等の処遇改善、保育士の確保

国や県の制度を活用し、保育士、保育教諭等の処遇改善に努めます。また、山梨県や社会福祉法人山梨県社会福祉協議会等と連携して、保育士の確保について支援します。なお、3歳児の職員配置の改善などが公定価格において加算措置として適用されることから、よりきめ細やかな保育の提供を行うために推進します。

○保育士等の事務負担の軽減

保育士等の事務負担の軽減を図り、こどもたちと接する時間をより多く確保するため、保育に関する計画・記録の作成業務等をICT化する保育システムを試験的に導入し、その効果の測定を行ったうえで、保育士等の事務負担の軽減策について検討を行います。

○保育所等と小学校の連携

幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のため、幼保小のこどもたちの交



流と、職員の意見交換や研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。

○小規模保育事業と幼稚園・保育所等との連携

小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業については、近隣施設や保育所等による連携に努めます。



4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

(1) 新・放課後子ども総合プランの趣旨と目的

主に共働き家庭等において、保育所等を利用していた児童が小学校に入学すると、平日の放課後や夏休み等長期休暇中にどこへ子どもを預けるかといった問題、いわゆる「小1の壁」に直面します。

この「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を推進します。

(2) 放課後児童クラブにおける目標事業量

ニーズが高い地域は、放課後児童クラブの定員増等を検討していきます。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み (在籍児童数：人)	593人	577人	570人	568人	549人
確保の内容 (定員：人)	600人	600人	600人	600人	600人
実施か所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

(3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、ニーズを把握のうえ、増設等の検討を行います。

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
事業実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(4) 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室については、全地区を対象に実施されており、令和11年度まで維持できるように努めます。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携実施

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施については、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が情報を交換し、プログラム



の内容・実施日等を検討します。

（６）小学校の余裕教室等の活用

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策については、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局、学校関係者で検討していきます。

（７）教育委員会と福祉部局の連携

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、教育委員会と福祉部局において情報共有を図りながら役割分担等を明確化し、連携を図ります。

（８）特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施にあたっては、障がいのある児童など、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる環境の配慮に留意します。

（９）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

各放課後児童クラブの運営主体等に調査を行い、開所時間延長についてのニーズの把握等を行います。

（10）放課後児童クラブが役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員のサポートを受けながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っています。

こうした放課後児童クラブの役割を踏まえ、こどもの自主性、社会性等の向上が図れるよう、各放課後児童クラブの体制の整備、支援の強化に努めます。

（11）放課後児童クラブにおける育成支援の周知を推進させるための方策

各放課後児童クラブにおける育成支援の内容については、本計画や町のホームページ等を通じて公表していきます。



第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を毎年度点検・評価を実施していきます。また、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には子ども・子育て会議において都度修正を行っていきます。また、関係法令の改訂、国の基本方針の変更、県の計画の改訂、本町の上位計画の改訂などにより、計画の修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年度を目安として計画の見直しを行います。

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたることから、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要です。

本計画は、関係部署及び関係機関が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置付けます。また、計画の進行管理及び評価では、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価を進めます。

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくことが必要です。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育ての支援を行う者同士で、相互の密接な連携が必要です。

本町がこれらの関係機関等に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組みます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに関わる関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要です。

本町では、様々な媒体を活用して、広く町民に本計画の取組を周知します。

また、利用者視点での情報提供を行い、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく伝え、利用者の各種サービスの活用につなげ、充実した子育てに結び付けて行きます。



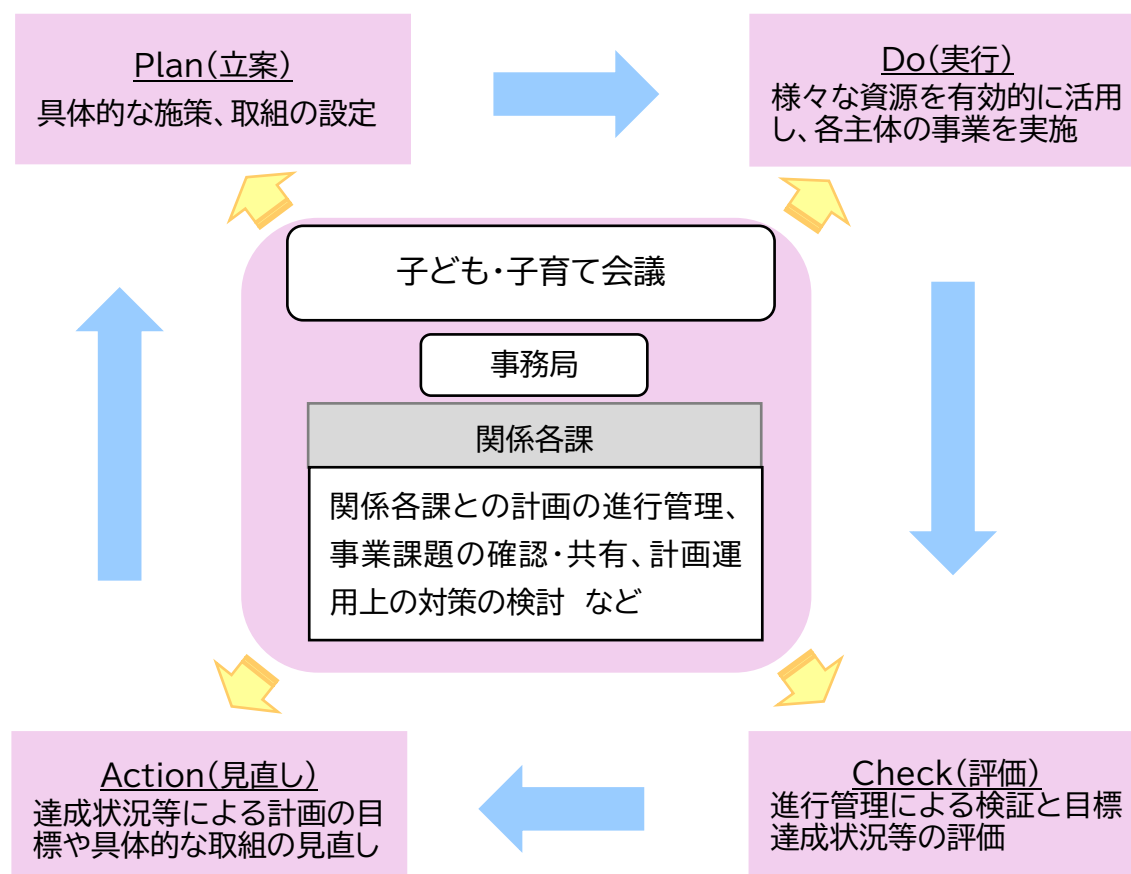
2 進捗評価の仕組み

本計画は、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する、日々の課題に対応していくための計画です。よって、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくものと考えています。

計画自体をより実効性のあるものにするため、定期的に計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等の検証を実施し、その進捗評価を行い、計画の見直しをしていくことが不可欠です。

そこで、関係各課では、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などを整理し、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを図ります。（一般的には中間年度にて実施）

また、事業ごとに KPI を設定し、定期的なモニタリングの実施、子ども、若者、子育て世帯、外部有識者を交えた検証会議を行い、計画の評価、見直しを図ります。





資料

令和6年度 富士河口湖町 子ども・子育て支援事業計画策定委員会 委員名簿

	所 属 団 体 等	氏 名	備 考
1	町議会 文教社会常任委員長	外川 満	
2	町議会 女性議員	佐藤 安子	
3	町議会 女性議員	堀内 詠子	
4	町教育長	松浦 一幸	
5	小中学校校長会長	梶原 将司	
6	町小中学校PTA連合会長	三浦 覚	
7	保育所保護者連合会長 (こもも保育所)	小柴 佑史	
8	町主任児童委員	流石 力夫	委員長
9	NPO 法人富士と湖とかかしの里	中村 珠美	
10	不登校の子を持つ親の会 (Wai Wai)	宮下 由希	
11	放課後児童支援員	尾崎 志乃	
12	保育士	小佐野 圭子	
13	認定こども園	横田 聖美	副委員長



富士河口湖町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 3 日
条例第 30 号
令和 5 年 4 月 1 日 施行

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、富士河口湖町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。
（令 5 条例 7・一部改正）

（所掌事項）

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。
（令 5 条例 7・一部改正）

（組織）

第 3 条 会議は委員 15 人以内をもって組織する。
2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
（1）子どもの保護者
（2）事業主を代表する者
（3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（4）子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
（5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 会議の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。



3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和5年条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

富士河口湖町 こども計画

令和7年3月

発行／富士河口湖町 子育て支援課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

TEL:0555-72-1174 / FAX:0555-72-6027

富士河口湖町ホームページ

<http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>